

平成 24 年度 事業 報告

平成 24 年度は明治 5 年「司法職務定制」から数えて 140 周年を迎えた。全国の司法書士会において 140 周年記念イベント等の開催をしていただいた。また連合会においても 140 周年の記念イベント等を開催するとともに記念切手・ポスター・記念シールを発行した。皆様のご協力に感謝いたします。

平成 24 年 12 月、政権与党が交代し、第 2 次安倍晋三内閣が発足した。この内閣が推進する三つの基本方針「三本の矢」を掲げた経済政策であるアベノミクスにより、平成 25 年 2 月頃から株価の上昇や円安等から輸出企業をはじめとする企業の経済活動が刺激され企業の業績が回復傾向にあり、経済界には期待の聲が高まっている。また、注目の環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)については、推進論、慎重論はあるものの一定の制限を設ける可能性を含めて参画を決定した。このような経済政策の推進が積極的に行われることから、司法書士の業務に対する影響等については十分に研究・検討するとともに、その動向にいち早く対応していく必要がある。

I はじめに

【東日本大震災対応報告】

東日本大震災による未曾有の被害が発生してから 2 年が経過した。被災地での相談内容は、東日本大震災発生直後とは明らかに異なってきている。このことは、被災者自身が復興に向け、力強く自立の道を歩き出すことによる法的問題が表面化し始めたことを意味するのであり、早急に解決に向けた、より質の高い法的サービスが求められるようになった。

平成 24 年 3 月「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(以下「震災特例法」という。)が成立した。日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)における現行の民事法律扶助制度では、その支援対象が民事裁判に限定されていたが、それでは十分な被災者への法的支援につながらないという被災地の声に対応するため、震災特例法においては、新たに「東日本大震災法律援助事業」(以下「震災法律援助事業」という。)を創設した。その内容は、被災者であれば資力要件に関係なく利用でき、民事裁判に限定されない裁判外紛争解決手続や、行政不服審査申立手続の準備・追行も援助の対象としたものである。被災者の経済的負担が軽減され、その支援対象も被災者のニーズに対応しやすくなり迅速な法的救済が可能となった。

この震災特例法により、司法書士による原子力損害賠償紛争解決センター(以下「原発ADR」という。)への申立書等の書類作成を対象にした援助業務が可能となったことを受け、被災地の司法書士総合相談センターを拠点とした福島第一原子力発電所の事故による東京電力への損害賠償請求等に関する諸問題を解決するための取り組みや、原発ADRを活用した取り組みが福島県会を中心に積極的に行われた。震災特例法の成立を機に、被災地の一日も早い復興の実現に向け、被災者の方々に「震災法律援助事業」を広く利用していただくことが喫緊の課題である。

平成 24 年度も、司法書士による東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故の被災者の救援のため、被災地の避難所等の巡回相談や電話による無料相談を実施しており、連合会は、地域住民の方々を支援するため、宮城県内に 3 箇所、岩手県内に 3 箇所、福島県内に 1 箇所の司法書士による相談センター(災害復興支援事務所)を開設しており、全国の司法書士が被災者の支援のため法的サービスの提供を行っている。

災害復興支援事務所は、法的問題を抱えたときに最初に気軽にアクセスできる窓口になることが重要であり、被災者の最初の窓口となる相談は、被災者に何倍もの勇気につながる。また、積極的な情報発信も必要であり、被災地の公民館や集会所等で、被災者を対象とした法制度等の説明会などを継続的に開催した。

現在、被災地の司法書士総合相談センターにおいては、土地・建物に関する諸問題が増加傾向にあり、登記に関する相談が急増している。例えば、住宅ローン等の抵当権の抹消や変更等、また、相続による場合でも、相続財産管理人・不在者の財産管理人等の選任が必要なものや数世代前からの複雑なもの、また、国の政策等による用地取得のための所有権移転登記等に関して、多くの相談が持ち込まれている。

被災地においては、土地・建物に関する登記問題がまだまだ多く、手付かずの状態が山積みされたままである。これら登記に関する相談についても、各種団体・機関等と連携を取り、積極的に被災者の期待に応じていかなければならない。

被災地での相談等については、今後ますます複雑化した問題の発生が予想されることもあり、また、国（復興庁等）の施策により専門家としての司法書士の必要性が叫ばれていることから、連合会は継続的な支援体制を崩さず取り組んでいかなければならない。

司法書士会及び会員におかれては、被災地の復旧・復興に向け、これからもご理解とご協力をお願いしたい。

【通常報告】

連合会の事業執行にあたっては、会長と副会長 4 名及び専務理事・常務理事とこれを補佐する常任理事 2 名を常勤として置き、各部門には常任理事及び理事を配置した。

特定事務の執行にあたっては、特定部門（対策部・ワーキングチーム）により、個別重点事業等への対応を図った。また、各種委員会を設置し、それぞれ付託事務についての調査研究及び付託された事業執行を行った（「平成 24 年度業務日誌」【資料Ⅶ】参照）。

特定部門、各種委員会等の設置状況及び構成員等は「平成 24 年度設置機関（委員会等）構成員名簿」【資料Ⅷ】掲記のとおりである。

平成 24 年度連合会が作成した出版物、DVD 及びポスター等主なものは以下のとおりである。

総務部門

日本司法書士会連合会 1 号様式「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

日本司法書士会連合会 2 号様式「戸籍謄本・住民票の写し等請求書【司法書士用】」

《司法書士執務調査室》

綱紀事案処理マニュアル

《「外国人住民票」検討委員会》

〔書籍〕外国人住民票の創設と涉外家族法実務（榊民事法研究会）

《災害対策室・市民救援委員会・統合災害対策本部》

〔冊子〕被災後の法的トラブル解決ガイド

〔冊子〕天災等罹災後のトラブル解決ガイド『困った!』

〔冊子〕市民救援マニュアル

〔ポスター〕司法書士会防災マニュアルポスター

〔冊子〕災害時相談事例 Q&A（改訂）

企画部門

〔会報〕会報 THINK 第 111 号

《多重債務問題対策委員会》

〔DVD〕「多重債務問題対策研修会－司法書士の代理権と本人訴訟支援－」

（平成 24 年 8 月 4 日/日司連ホール）

〔DVD〕消費者問題リレー報告会（平成 25 年 1 月 26 日/日司連ホール）

〔DVD〕「法人破産手続き等に関する研修会」（平成 25 年 3 月 30 日/日司連ホール）

《民事法改正委員会》

〔書籍〕「わかる！民法改正～「債権法改正」を司法書士がやさしく解説～」(連合会編/株中央経済社)

〔DVD〕「民法(債権関係)改正に関する研修会～「法務省による中間試案の解説と司法書士からみた中間試案」(平成25年3月23日-24日/日司連ホール)

《消費者問題対策委員会》

〔書籍〕「ここがポイント！消費者法」(連合会編/株民事法研究会)

《高齢者と障害者の権利擁護委員会》

〔冊子〕「死後の事務の手引き」

《プロボノ活動推進委員会》

〔冊子〕「2012年版司法書士のプロボノ活動～市民の中へ～」

《裁判事務推進委員会》

〔冊子〕「裁判実務ハンドブック～15分で分かる聞き取りのポイント～」

〔書籍〕「労働紛争対応の手引」(連合会編/株青林書院)

《日司連統計室》

〔書籍〕「司法書士白書2013年版」(連合会編/日本加除出版株)

《執務問題検討委員会》

〔DVD〕静岡県会「簡裁代理権の範囲と本人訴訟支援の執務の在り方に関する研修会」

※静岡県会から連合会あてに研修会を収録したDVDの提供があり、それを連合会にて複製。

《自死問題対策委員会》

〔冊子〕「司法書士業務のためのメンタルヘルスハンドブック 自死予防と遺族支援の取組にむけて」
第二版

〔リーフレット〕「私たち司法書士が出来ること～気付き、つなげ、見守るためのゲートキーパー間の協働・連携にむけて～」

《虐待防止対策委員会》

〔冊子〕司法書士のための障害者虐待防止対策マニュアル「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」逐条解説

《商業登記・企業法務推進委員会》

〔データ〕「中小企業のためのコンプライアンスQ&A Ver.4」

〔ポスター〕「法人登記」に関する広報用ポスター

《子どもの権利擁護委員会》

〔冊子〕「社会的養護を真に『社会的』にするために」

〔DVD〕「未成年後見と子どもの権利に関する研修会」(平成24年12月1日/宮城県司法書士会館)

司法支援部門

《法テラスとの連携推進委員会》

〔DVD〕「司法書士による震災特例法への対応」

〔リーフレット〕「書類作成援助のススメ」

〔リーフレット〕「司法書士にできること」

〔ポスター〕「全国一斉司法書士法律扶助月間」広報用ポスター

〔リーフレット〕「裁判費用を援助する民事法律扶助制度をご存じですか？」

《法教育推進委員会》

〔パワーポイント教材〕「青少年のための法律講座」※改訂

〔研究報告書〕「法教育としての消費者教育に関する研究—社会科(公民科)・家庭科の教材・授業案開発に向けて—」研究報告書

《日司連総合相談センター委員会》

〔提言書〕「司法書士総合相談センターの課題と展望～司法書士の優位性確立のために～」

広報部門

〔ポスター〕「相続登記はお済みですか」ポスター（ロザン起用）

〔ポスター〕「司法書士の日」ポスター（ロザン起用）

〔ポスター〕「司法書士の日」ポスター（140年ロゴマーク）

〔書籍〕司法書士オリジナルコミック「スイモ、アマイモ～司法書士花村大輔のプライド～」

〔冊子〕司法書士アクセスブック（改訂版）

〔切手〕司法書士制度 140周年オリジナル切手

〔シール〕司法書士制度 140周年ロゴシール

〔ポスター（データ提供）〕「成年後見相談」「司法書士法律相談」「労働トラブル 110番」

平成 24 年度公表した会長声明は以下のとおりである。

H24. 7. 4 生活保護法の改正・生活保護基準の切下げに反対する会長声明

H24. 8. 1 貸金業法の改悪に反対する会長声明

H24. 8. 1 社会保障制度をなし崩しにする社会保障制度改革推進法案に反対する会長声明

II 平成 24 年度事業執行状況

第 1 司法書士法の改正

司法書士法改正の実現に向けて、法務省民事局民事第二課との協議を継続してきた。平成 24 年 9 月からは、民事第二課長が参加した継続協議と、最高裁判所等の関係機関に法改正内容の説明等を行った。一方で、司法書士法改正要望事項のうち、特に緊急の対応を要する懲戒制度等については、引き続き司法書士法改正の実現を求めながら、運用面での改善の早期実現に向けた協議も行った。

国が進める行政救済制度の改革への対応については、行政不服審査手続に関与する司法書士の権限を拡充するよう法整備を求めていくとの第 75 回定時総会の決議に基づき、情報収集を行うとともに、総務省が行った行政不服審査制度の見直しに関するヒアリングを受けた。総務省行政管理局に対し手続きの改善についての意見を申し述べるとともに、この制度改善がなされた場合には、市民の支援機関の受け皿としての可能な支援についても説明・要請を行った。

さらに、司法制度・司法書士制度の今後に大きな影響を及ぼすであろう、法曹養成制度検討フォーラムの取りまとめを踏まえ、その後継組織として設置された法曹養成制度検討会議からの情報収集活動等を行った。収集した情報については、司法書士法改正対策部や司法書士制度学術審議会、司法書士制度審議会の資料として検討した。

司法書士制度審議会は、今次の法改正を実現するための手法等について、過去の司法書士法改正での蓄積された経験や知識を活用するため設置した機関で、過去の改正に実際に対応した経験を持つ会員から助言を受けた。

司法書士制度学術審議会は、司法制度改革を推進する立場から、今次の司法書士法改正について利用者たる市民の立場から客観的かつ学識的な議論、意見を聴取するため設置した機関で、司法書士法改正大綱及びその周辺理論構成についてのアドバイスを受け、提言書を提出していただいた。

【司法書士法改正大綱のさらなる具体化】

第 73 回臨時総会（平成 23 年 2 月 23 日）において承認された司法書士法改正大綱に基づく司法書士法改正実現のため、法務省等関係機関と協議を行った。

第 73 回臨時総会直後に東日本大震災が起り、協議開始が大幅に遅れた。また平成 24 年度は衆議院議員総選挙により、政権党が替わったことなどの諸事情が重なり、当初目論んでいた司法書士法改

正要綱（案）策定まで至らなかったことは残念である。しかし、司法書士法改正対策部において、司法書士法改正要綱（案）策定のためのとりまとめを行ったので、第 76 回定時総会に報告する。

【司法書士制度学術審議会】

司法書士が『国民の身近な暮らしの法律家』として、身近な法律問題の解決や紛争の予防に対応する信頼できる窓口であり続けるための客観的な検証・意見を得るために、平成23年度に司法書士法改正対策部内に司法書士制度学術審議会を設置した。平成24年度は提言をとりまとめるため課題に関する議論をし、提言書を作成した。

【司法書士制度審議会】

司法書士法改正に関する法務省との協議経過等をはじめとする司法書士法改正を取り巻く状況等について説明を行い、司法書士制度審議会にて今後の司法書士法改正実現に向けた活動の方法等について助言を得た。

【司法書士会等主催司法書士法改正説明・研修会への講師派遣対応】

司法書士会等で開催された司法書士法改正に関する研修会へ講師を派遣し、司法書士法改正大綱等に対する会員の理解を深めた。

【法務省その他関係機関・団体等との打合せへの対応】

（1）法務省民事局民事第二課との司法書士法改正に関する協議

司法書士法改正大綱に基づく司法書士法改正実現のため、法務省民事局民事第二課と平成 23 年 8 月から 9 回にわたり継続的に協議を行った。平成 24 年 11 月からの協議（法改正大綱 2 読目）には民事第二課長が参加し、1 読目の協議を踏まえたうえで新たな資料・論点を加え議論し、平成 25 年 3 月に 14 項目全ての説明を終えた。

（2）最高裁判所への説明

司法書士法改正大綱にある司法書士が家事事件に関する代理業務を行うこと及び簡易裁判所における代理権の拡充について、法改正に対する理解を得るために最高裁判所の家庭局と民事局それぞれに対して説明を行った。

（3）法務省との懲戒制度の運用に関する協議

司法書士法改正に関する協議と並行して、連合会総会や会長会等において早急に対応するよう要請されていた懲戒制度の改善・見直しについて、法務省民事局民事第二課と協議を行った。具体的には、懲戒処分にあたっての調査を、原則として全件司法書士会に委嘱する運用等について、連合会では司法書士法改正対策部内に検討チームを設けて検討を進めるとともに、会長会において意見聴取し、司法書士会に対して意見照会を行った。意見照会の結果をみて、さらに詳細を検討することとしている。

【政党及び国会議員等への陳情等対応】

（1）行政不服審査制度の見直し・制度改革に関する活動

平成 23 年度から引き続き、国が設置した行政不服審査法の改正など行政救済制度のあり方について検討するための「行政救済制度検討チーム」の動向を注視し情報収集につとめた。この制度の改善については、司法書士会が一丸となった積極的な関与姿勢が必要であることから、第 75 回定時総会においては「行政不服審査手続の関与権限を拡充するための法整備を求める決議」の承認を求める議案を上程し承認を得た。

連合会は、これまで裁判所に提出する書類の作成業務等を通じて本人訴訟支援の実績を重ねてきた司法書士として、行政不服審査手続を改善するための意見書を提出し、さらに行政不服審査手続に関与する一定の制度担保が必要であり、そのために司法書士の活用が適切であるとの意見表明を行った。

総務省行政管理局行政手続室より、行政不服審査制度の改正についての現状における動向・方針について説明を受け、法律実務家の視点から意見聴取等の協力を求められた。また、同行政手続室から、行政不服審査制度の見直しに関して他の職能団体と同様にヒアリングを受けた（平成 25 年 3 月 22 日）。

(2) 法曹養成制度検討会議

かねてより政府は、法曹の養成に関する制度のあり方について、「法曹の養成に関するフォーラム」を設置し議論を重ねてきたが、平成 24 年 8 月 21 日新たに「法曹養成制度検討会議」を内閣府に設置する旨閣議決定した。同検討会議は、法曹の養成に関するフォーラムの「法曹の養成に関するフォーラム論点整理（取りまとめ）（平成 24 年 5 月 10 日）」の内容等を踏まえつつ検討を行うものとされ、平成 25 年 4 月 9 日までに 12 回の会議を開催している。同検討会議が平成 25 年 8 月までに取りまとめを行い、一定の方針を打ち出す予定である。

第 2 業務及び制度の推進・拡充

1. 登記業務の専門性の向上・登記制度の充実

【不動産登記業務の専門性向上】

登記原因証明情報及び本人確認情報等の情報の保管システムの内容及び保管方法などについて検討し、保管方法として登記情報保管システムを構築してデータベースを作成するため、保管情報データベース化の前提となる基本業務モデル（売買）の確立に向けて検討を行った。

【オンライン申請の促進】

(1) 法務省とのオンライン申請利用促進協議会

法務省民事局とオンライン申請の利用を促進する方策等について協議を行った。連合会からは、オンライン申請の際 PDF ファイルにて送信した登記原因証明情報の補正の取扱い、資格証明情報の省略、その他添付情報の省略、特例方式における提出書類の簡素化などについて意見を述べた。PDF ファイルにて送信した登記原因証明情報の取扱いについては、平成 23 年度に実施した調査（登記・供託オンライン申請システム利用に関する調査）結果から、それを一つの理由として会員がオンライン申請を回避しようとするのがうかがわれ、オンライン推進委員会は、登記原因証明情報の補正の取扱いについて改善する必要があると指摘している。

(2) ブロック会別担当者会議の開催

上記オンライン申請利用促進協議会において連合会から改善要望等を申し入れるにあたり、広く現場の意見を聞くため、また司法書士にとって実務上重要なオンライン申請に今度どのように取り組むべきかを考える際の参考とするために、ブロック会別担当者会議を開催した。

北海道ブロック会：平成 24 年 10 月 20 日／東北ブロック会：平成 24 年 10 月 20 日

関東ブロック会：平成 24 年 11 月 20 日／中部ブロック会：平成 24 年 11 月 3 日

近畿ブロック会：平成 24 年 10 月 15 日／中国ブロック会：平成 24 年 10 月 25 日

四国ブロック会：平成 24 年 10 月 26 日／九州ブロック会：平成 24 年 10 月 6 日

【不動産登記法改正の検討】

平成 22 年度に当時の不動産登記法改正対策部が策定した不動産登記法改正試案をベースに、比較法的、歴史的観点による登記制度上の専門家の役割について学者の意見を聞き、登記原因証明情報のあり方や本人確認情報の利用促進について検討を行った。また、それらを踏まえ司法書士会に対し意見募集を行い、回答結果の集約及び分析を行った。

【商業・法人登記業務、企業法務の推進】

(1) 会社法改正への対応

平成 23 年 12 月にパブリックコメントに付された「会社法制の見直しに関する中間試案」に対して、平成 24 年 1 月、法務省あて意見書を提出したところであるが、引き続き、登記業務に影響のある部分については検討を継続していた。平成 24 年 9 月 7 日に法制審議会から「会社法制の見直しに関する要綱」が法務大臣に答申されたため、国会での法案審議までの間に、登記業務に関わる部分（「監査役（監査の範囲に関する登記）」を中心に、登記実務や経済的に合理的な商業登記法等の改正がなされるよ

う、他団体とも協力のうえ働きかけを行うべく準備した。

(2) 動産・債権譲渡登記(ABL)への対応

動産・債権譲渡登記の現状・問題点及び民法改正に伴う債権譲渡等について、法務省民事局商事課と意見交換をするなどし、実務での問題点や要望を法務省へ伝えるとともに、登記実務の改善等に役立つよう働きかけを行った。また、現在再生可能エネルギーの利用促進策の一つとして、太陽光発電に伴う売電事業に、ABLを使った企業間取引担保が増加している。そこで、これらの事業に関わる司法書士業務も今後拡大するものと思われるため、研究・検討を行った。

(3) 「中小企業のためのコンプライアンスQ&A」改訂(Ver. 4)

会社経営に関する問題点(Q&A)を追加するなど改訂し、司法書士会へ提供した。

(4) 周知ポスターの制作

特例民法法人の移行期間満了に対応するため、周知ポスターを作成し、各省庁、都道府県、政令指定都市、関係団体、司法書士会等へ送付し、法人登記全般に関する広報、啓発を行った。

2. 民事法改正への対応

(1) 法制審議会民法(債権関係)部会における改正作業への対応

標記部会の議論の内容を検討するとともに改正作業の動向を注視し、併せて民法学者、関係団体等と意見交換を行った。これら意見交換会は、情報収集という目的に留まらず、司法書士界が民法(債権関係)改正に積極的に取り組んでいるということを対外的に示す役割も果たした。

同部会に対しては、平成24年4月に「実務の視点からの債権譲渡における第三者対抗要件に関する留意点の提示」、5月に「登記実務の視点からの債権者代位権に関する留意点の提示」、10月に「民法(債権関係)改正における保証制度に関する意見」、12月に「民法(債権関係)改正における供託制度に関する意見」を提出した。これらの意見等を連合会が提出した旨は法務省のホームページに掲載されており、その内容は連合会ホームページにおいて公開している。この他、司法書士会に対しても連合会が意見等を提出した旨を通知した。また、中間試案に対するパブリックコメントへの対応の準備を鋭意進めた。

(2) 月報司法書士への掲載

平成23年7月号より月報司法書士に短期集中講座として連載している「司法書士からみた民法(債権関係)改正—中間試案に向けて編」を平成24年6月号まで掲載したほか、平成24年11月号には民法学者を交えた座談会「中間試案を控えての司法書士の視点」を掲載した。

(3) 民法(債権関係)改正に関する研修会への対応

臨時研修会として「民法(債権関係)改正に関する研修会～「法務省による中間試案の解説と司法書士からみた中間試案」(平成25年3月23・24日/日司連ホール)を開催するにあたり、民事法改正委員会における検討をもとに同委員会が企画の段階から開催に協力し、研修会では委員が講師を務めた。

(4) 市民向け広報

平成23年12月より、連合会ホームページに市民の方を対象として民法改正の検討内容をわかりやすく解説した「民法の改正について～みなさんの日常生活に関係する法律の改正が検討されています～」を連載した。

(5) 書籍の発刊

平成25年1月に中央経済社より、市民向けに「わかる!民法改正～「債権法改正」を司法書士がやさしく解説～」を発刊した。

3. 簡裁代理等の受託促進

【一般民事事件の受託促進】

(1) 少額の裁判を対象とした報酬の助成制度実施に関する助成

一般民事事件の受託促進とその普及を図るため、訴額が少額な事件について、報酬の一部を助成している司法書士会に対して助成する制度を設け、これを実施した。平成 24 年度の助成申込みは、埼玉会、大阪会及び福岡県会の 3 会で、3 会が助成した総件数は 26 件、助成総額は 1,047,900 円であった。これに対して、連合会の助成要領に基づき対象となる事件数は 25 件で、総額 997,900 円の助成を行った。なお、上記事件の依頼人の種別は約 8 割が原告であり、訴訟物の価額の平均は約 20 万円であった。

(2) 「裁判実務ハンドブック ～15分で分かる聞き取りのポイント～」の作成・配布

いわゆる一般民事事件に関し、より多くの司法書士会会員が裁判関係業務に取り組むことを期待して標記ハンドブックを作成し、司法書士会会員に配布した。内容は、初回の相談を効果的に行うことを可能とすべく、典型的な 11 の事件類型について初回相談時に相談者から聞き取るべきことの概略が短時間に分かるように、聞き取りのポイント等を簡潔に記載した。

(3) 第 2 回裁判実務ゼミナールの開催

平成 23 年度に引き続き、簡裁訴訟代理等の裁判事務を受託しやすい環境を整備するために、裁判業務に興味はあるが事件の受託を躊躇している会員を対象に、裁判の具体的事例を題材に実務上の悩み等を紹介するとともに、業務完了までの手続きについて説明する「裁判実務ゼミナール」を開催した。なお、平成 23 年度は西日本地域の会員を対象に開催したことから、平成 24 年度は東日本地域の北海道・関東・中部・東北の 4 ブロック会の会員を対象に、以下のとおり開催した。

- ・宮城会場 日時：平成 24 年 11 月 24 日／場所：宮城県司法書士会館
- ・福井会場 日時：平成 24 年 12 月 1 日／場所：福井県中小企業産業大学校
- ・三重会場 日時：平成 25 年 1 月 12 日／場所：三重県司法書士会館
- ・茨城会場 日時：平成 25 年 2 月 2 日／場所：つくば国際会議場

【裁判業務に関する調査】

(1) 裁判業務に関する調査

裁判事務の推進にあたっては、会員が行う裁判事務の実態を調査し、現状及び推移を把握することが必要不可欠であることから、平成 24 年度も司法書士会を通じて、会員を対象に「裁判業務に関する調査」を実施した。回答率は、平成 23 年度の 42.6%から 47.9%に上昇した。

なお、平成 24 年度は、平成 23 年度の調査結果に関する分析をまとめたが、おおよその傾向として、一般民事事件や家事事件等に関して、徐々にではあるが受託件数の増加の傾向がみられる。

4. 法的サービスの拡充

【相談事業の推進】

(1) 司法書士総合相談センターの指定相談場所化に向けた取り組み

法テラスの指定相談場所は、法律相談援助による無料相談の実施場所だけでなく、経済的な理由により法律家の助力を受けて法的紛争解決手続を行うことに躊躇する市民の法的紛争解決の入り口としての機能を持つとともに、法テラス地方事務所とのシームレスな連携を強化することにより民事法律扶助の利用推進にもつながることから、すでに指定相談場所の指定を受けている司法書士総合相談センターの実績を参考に、総合相談センターの指定相談場所の指定を受けるためのマニュアルを作成し、司法書士会に配布した。

(2) 司法書士総合相談センター事業の見直し提言とりまとめ

総合相談センター事業については、日司連総合相談センター委員会を設置して、事業の全体的見直しと今後の展望を模索してきた。本事業は当初、全国 300 か所の総合相談センターの設置を目標として平成 17 年度にスタートしたもののだが、事業発足から 7 年を経て、社会環境の変化を踏まえ、これまでの事業を総括するとともに総合相談センターの将来的な役割を改めて探求し、設置場所、広報、相

談体制、相談員の質的向上、再相談制度などの新たな論点を検討した。同委員会は、それらを総括して『司法書士総合相談センターの課題と展望～司法書士の優位性確立のために～』と題する提言をとりまとめた。

【民事法律扶助制度の利用促進】

(1) 法テラスとの連携

法テラスが業務を開始してから6年半が経過した。平成18年10月の業務開始以来増加傾向が続いていた代理援助及び書類作成援助の援助件数は、平成23年度に初めて前年の援助件数を下回った。特に司法書士が実績を積み重ねてきた書類作成援助は、平成24年度も減少傾向となっており、多重債務案件の減少から援助件数の減少が顕著となっている。その一方で、法律相談援助件数は前年を上回る件数で推移しており、依然として法的救済を求める市民の潜在的ニーズは高いと思われる。

また、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続き及び司法書士・弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう震災特例法が平成24年4月1日に施行され、これに伴い法テラスでは、震災法律援助事業が開始された。さらに、平成24年10月には司法書士が行う原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類作成について、その請求額にかかわらず震災特例法に基づく震災書類作成援助の適用対象となった。

このような状況下で連合会は、引き続き法テラスとの連携・協力関係を維持するとともに、司法書士会及び会員が法テラスと十分な連携を図り、法テラスの密接な連携機関及び法的サービス提供者としての責務を果たすことができる体制を整備しなければならず、そのためには法テラス本部との連携が必要不可欠であり、定期的に開催される関係機関連絡協議会に出席・対応するとともに、法テラスに日弁連を交えた情報提供業務に関する協議会及び法テラスとの民事法律扶助・震災対応ライン協議会を開催し、各種施策に関する協議や意見交換を行った。

また、法テラスにおいて制度変更や運用基準が見直された際には、検討段階から意見や要望を述べるなど対応し、変更後の取扱いについては司法書士会及び会員に対して周知するよう努めた。

さらに、書類作成援助の更なる利用促進を図るため、民事法律扶助業務の拡充に向けた検討を進めるとともに法テラス本部に対して継続して要請を行った。

(2) 司法書士会における民事法律扶助に関する研修会の実施促進

既に述べたとおり、全国的な多重債務案件の減少によって民事法律扶助の代理援助及び書類作成援助の援助件数は減少傾向にあるものの法的救済を求める市民の潜在的ニーズは高く、くらしの身近な法律家を目指す司法書士にとってそのニーズに応えていく役割は重いものである。また、震災法律援助事業も開始されたことから、制度の一翼を担う司法書士は、今まで以上にその需要に応え得る人員を確保するとともに、業務を処理する能力の質的向上に努める必要がある。

そこで、民事法律扶助契約司法書士のスキルアップ及び増員並びに会員の意識の啓発を図ることを目的とし、司法書士会で実施される民事法律扶助研修会の実施を促進するため、司法書士会の要請に応じて研修講師派遣（11会）、研修費用の助成（3会）などの支援を行った。

また、震災法律援助事業における司法書士の役割等を説明したDVD「司法書士による震災特例法への対応」を作成し、司法書士会へ配布した。

(3) 全国一斉司法書士法律扶助推進月間

司法書士の民事法律扶助に対する意識向上、契約司法書士の増員及び司法書士による取扱事件数（特に書類作成援助）の増加を主たる目的として、司法書士会の事業にあわせて、平成24年10月から平成25年2月まで任意の1か月間を法律扶助推進月間とし、司法書士会に対して本推進月間への協力を依頼し、30司法書士会において法律扶助推進に向けた研修会の開催や相談会等が実施された。

また、本推進月間の実施にあたって、連合会で広報用ポスター及び民事法律扶助関連リーフレットを作成して司法書士会に配布したほか、法テラス、簡易裁判所、自治体及び消費生活センター等へ送

付し、相談窓口等への設置及び広報を依頼した。

さらに、法テラス本部に対しては各地の地方事務所へ本推進月間の実施を周知してもらうとともに、司法書士会への協力を要請した。

(4) 民事法律扶助利用促進に向けた事業

民事法律扶助利用促進のため、民事法律扶助の利用者に対して書類作成援助のメリットや同援助における司法書士の取り組みや役割等について説明し、同援助の利用促進に繋げるため、リーフレット「書類作成援助のススメ」を作成し、司法書士会に配布したほか、法テラス、消費生活センターへ送付した。

【法テラスの情報提供業務への協力】

(1) 情報提供業務への対応

法テラスコールセンターのオペレーターに対して、司法書士業務を正しく理解してもらうため、仙台にある法テラスコールセンターにおいて司法書士業務についての研修を実施した(47名のオペレーターが参加)。また、法テラスコールセンターと司法書士電話相談センターとの連携をはじめとする情報提供業務について、相互に協力や連携が十分に図られるよう、法テラス本部との間で1~2か月に1回程度の頻度で対応等について協議を行った。さらに、法テラス職員及び情報提供担当職員に向け、簡明に司法書士業務について案内するリーフレット「司法書士にできること」を作成し、司法書士会に配布したほか、法テラスへ送付した。

(2) 司法書士電話相談センターの取り組み

法テラスコールセンター(サポートダイヤル)に全国から寄せられる電話による情報提供の問い合わせのうち、司法書士電話相談センターに転送されるものに対応している。平成24年度より新たに4司法書士会の協力を得て、現在は13司法書士会の協力により継続して取り組んでいる。また、電話相談員に対して法テラスの制度及び業務並びに電話相談センターの設置趣旨等を再認識してもらうため、電話相談センター相談員説明・研修会を実施した(50名の相談員が参加)。

【司法書士過疎・偏在地域〔司法過疎〕の解消】

(1) 司法過疎地開業支援事業

① 司法過疎地開業支援事業の実施

司法過疎地域における司法書士の開業を促進するとともに、定着を図ることで司法過疎地を解消するため、司法過疎地で開業する会員に対して、経済的な側面から支援すべく司法過疎地開業支援事業を実施した。

平成24年度は開業支援募集に対し14名の支援申込みがあり、審査の結果、北海道新得町、北海道本別町、北海道夕張市、岩手県住田町、岩手県大船渡市、広島県竹原市、徳島県那賀町、熊本県苓北町、大分県杵築市、大分県日出町で開業する10名の個人会員の支援を行った。北海道夕張市及び北海道本別町に司法書士事務所が設置されたことにより、平成24年3月末の時点で9あった簡裁管轄地域別でみた認定司法書士の0地域が7となった。

② 司法過疎地開業被支援事務所の視察

連合会では平成17年度より司法過疎地開業支援事業を実施してきたが、司法過疎の状況が大きく改善されたとは言い難く、引き続き司法過疎対策を重点事業の1つとして取り組んでいく必要があることから、事務所運営の適正性等を確認するとともに今後の司法過疎地開業支援事業の参考とするため、連合会が開業を支援した会員の事務所を訪問し、開業してからこれまでの業務その他の状況に関してヒアリングを行った。平成24年度の訪問対象事務所所在地は、佐賀県太良町(平成22年度支援)／鳥取県湯梨浜町(平成22年度支援)／大分県国東市(平成22年度支援)／高知県四万十市(平成22年度支援)であり、司法過疎地開業後現在に至る事務所の状況、受託業務の概

要、司法書士会・地域の関係機関等との連携・協力状況、その他公益的事業への取り組み、今後の業務・見通し等についての調査を実施した。

③ 司法過疎対策実施対象候補地調査の実施

連合会が、実効的な司法過疎対策を検討及び実施する際の参考資料として、また司法過疎地での開業を検討している会員等に対して司法過疎地の情報を提供することから、特定の司法過疎地の個別具体的な情報の収集を主な目的とし、委員が実際に現地に出向き、当該地域を管轄する司法書士会担当者等の協力を得て調査を実施した。

今回の調査地は、北海道寿都町／北海道中頓別町・浜頓別町／鹿児島県喜界町であり、当該地域の関係機関を訪問し、地域住民の法的ニーズや司法書士の必要性を調査するとともに、当該地域を管轄する司法書士会の会員と会員数及び年齢構成並びに業務歴、他士業の有無、業務等の寡占状況などや開業可能性等について意見交換を行った。

(2) 巡回法律相談事業の実施支援

司法過疎地開業支援等の開業・定着支援のみではすべての司法過疎地を解消するには長期を要し、なかには開業可能性の低い地域も存在することから、開業支援事業等とあわせて、ブロック会及び司法書士会が実施する標記事業の実施を支援し、その促進を図った。この事業については、島嶼部など司法アクセスが特に困難な地域や、登記所及び簡易裁判所が統廃合され司法サービスが著しく低下した地域についても対象としており、平成 24 年度は上記島嶼部等における相談事業や登記所及び簡易裁判所統廃合地域における相談事業を含む巡回法律相談事業に対して4ブロック会及び15司法書士会から計 19 件の申請がなされ、助成を行うこととした。

(3) 司法過疎地配属研修の実施

司法過疎地での開業促進を目的として、司法過疎地及びその周辺地域（司法過疎地を抱える司法書士会内の中核都市も含む）での開業を希望又は予定している会員を対象とする当該地域の司法書士事務所（法人を含む）における配属研修を行った。司法書士会を通じて受入事務所を募集したところ 13 事務所から申し出があり、10 名から受講申込みがあった。申込辞退等により、最終的には 7 名が配属研修を受講し、助成金を交付した。

(4) 司法過疎地司法書士相談所の設置及び公設事務所の検討

司法過疎地域において、特に法律家の配備が希求される地域でありながら開業可能性が低く、司法書士会及び当該地域を管轄するブロック会からも早急な対応が必要であると認められる地域を対象として、司法過疎対策を目的とし、地域住民のための相談所の設置を進めるための検討を行った。同相談所は、司法書士総合相談センターといわゆる公設事務所の中間に位置する形態であり、担当司法書士が交代で常駐し、相談後の受任及び受託を含めたサポートを行い、当該地域における法的サービス拡充を図るものである。

司法書士会からの相談所設置要望に基づく検討の結果、平成 24 年 10 月 3 日に北海道夕張市に、平成 25 年 3 月 10 日に青森県野辺地町に司法書士相談所が設置され、司法書士会に対し支援を実施した。

また、公設事務所については検討段階であるが、今後相談件数や地域のニーズなどの実績等を考慮し、将来的に公設事務所設置も視野に入れ、かつ、特に簡易裁判所管轄の司法書士 0 地域の消滅を目標とし、引き続き検討を進めることとした。

(5) 第 8 回開業支援フォーラムの開催等

司法過疎地での開業を志す会員等に対し、司法過疎地の現状や過疎地での開業のメリット・デメリット等に関する情報を提供するとともに様々な疑問に応え、開業にあたっての不安を解消するための機会として、標記フォーラムを東京（11/10）と大阪（11/17）で開催した。

本フォーラムには全国各地から多くの参加者が集まり、連合会からの司法過疎の現状報告及び関連事業に関する説明、実際に支援を受けて開業した会員によるパネルディスカッション、司法書士会及

びブロック会からの開業者募集、そして地域別に分かれての質疑応答などを行った。

また、より多くの会員等に対して情報提供などを行う機会を促進するため、各ブロック会における開業支援フォーラム開催の支援を行うこととし、北海道ブロック会(11/17)、東北ブロック会(12/8)、中部ブロック会(12/1)、九州ブロック会(12/8)と共催してフォーラムを開催した。

【裁判外紛争解決手続(ADR)の推進】

(1) 司法書士会調停センターの設置・運営支援

① 司法書士会調停センターの設置支援

ア. 司法書士会との協議等

司法書士会調停センターの設置準備の状況は司法書士会によって異なり、事業推進にあたっての課題及び問題点なども個別具体的であることから、司法書士会に対して連合会との個別協議を呼びかけ、要請のあった栃木県会、岡山県会、山形県会と協議を行い、併せて意見交換及び情報交換を行った。

イ. 司法書士会の法務大臣認証申請(事前相談を含む)への対応

平成24年度新たに下記の3司法書士会が法務大臣の認証を取得し、全国合計で20司法書士会の調停センターが認証紛争解決事業者となった。その他、兵庫県会、埼玉会、岡山県会が、認証取得に向けた法務省との事前相談を行った。連合会は、上記司法書士会の事前相談及び認証取得に際し、必要な助言を行うなど適宜対応した。

*平成24年8月3日認証取得:愛知県会調停センター

*平成25年2月1日認証取得:長野県会調停センター

*平成25年3月12日認証取得:新潟県会調停センター

② 司法書士会調停センターの運営支援

ア. 司法書士会調停センターに対する助成

司法書士会調停センターにおいて課題とされている財政的負担を少しでも軽減するために、平成24年度は設備費・広報費に対する助成及び受託事件等に対する助成を行った。

イ. 認証司法書士会調停センター会議の開催

実際に調停センターを運営するにあたっては、現実には様々な問題に直面することになるが、それらの中には共通したものも少なからずあるのではないかとと思われることから、「運営管理者向け」と「手続実施者向け」の2つの会議を開催し、司法書士会調停センターの運営状況や課題などの情報共有を図るとともに、担当者間の意見交換の機会として、担当者の躊躇や不安を少しでも軽減するべく協議の場を設けた(運営管理者会議:平成24年9月7日/手続実施者会議:平成24年11月12日)。

(2) ADRにおける司法書士の関与に関する研究

① 司法書士仲裁

これまでの司法書士ADR推進事業は、調停センター事案を中心に進めてきていたが、市民に様々な紛争解決手段を提供する観点から、司法書士が行う仲裁についても検討し、具体的な取り組みを進めていく必要がある。そこで、平成24年度も司法書士仲裁への取り組みの端緒とすべく、実際の仲裁事件の進行や留意すべき点の理解を深めることを目的とした「司法書士仲裁実施に向けての研修会」を開催した(神奈川研修会:平成25年1月19日/兵庫研修会:平成25年2月23日)。

② トランスフォーマティブ・メディエーション

現在「主流」とされているファシリテータータイプ・メディエーションへの批判から生まれてきたものにトランスフォーマティブ・メディエーションという手法がある。これは、ファシリテータータイプ・メディエーションが問題解決を目的とするが故に、どうしてもある程度誘導的にならざる

を得ないのに対して、徹底的な当事者主義を追求して当事者の「気づき」を促そうとする手法である。法的な問題では必ずしもトランスフォーマティブ・メディエーションの利用が最適ではないこともあるが、例えば、いわゆる「謝罪要求」のような事案には向いていると考えられ、司法書士が実施するADRの「出口」の一つとして検討に値するものであることから、先駆者のメディエーターTania. Coke 氏を招聘して勉強会を開催した（平成 25 年 3 月 17 日）。

(3) 行政等外部機関、他団体交流、研修

法務省とは、司法書士会調停センターの事前相談及び認証申請を中心に、認証制度全般に関して随時連絡、打合せ等を行っている。また、日弁連とは担当者レベルでの情報交換の機会を通じて一定の連携を維持した。その他、日本ADR協会や日本仲裁人協会、仲裁ADR法学会などのシンポジウムにも参加して情報収集に努めた。

【法教育の推進】

(1) 高校生等に対する法律教室の実施支援

① 教材作成・改訂

平成 21 年に全国の司法書士会が実施する法教育及び消費者教育事業を支援、推進することを目的として配布した福岡県会制作によるパワーポイント教材『青少年のための法律講座』について、「文字化けすることがある」「Windows の新バージョンに対応して欲しい」などの意見が寄せられていたことから、一部数字の修正を施した上、改訂版「Windows7 対応版」「Windows2000/XP/Vista 対応版」を作成した。「Windows7 対応版」を司法書士会に送付するとともに、両方のバージョンを日司連会員情報システム（Nsr2.net）にもアップした。

② アンケートの実施

例年どおり、司法書士会あて「高校生等への法律教室事業」の活動等に関するアンケート調査を実施し、各地における実施状況等を把握するとともに、司法書士会あてにアンケート結果を報告した。

(2) 大阪教育大学等との消費者教育・法教育に関する共同研究事業

平成 22 年度より 3 年の期間を定め、大阪教育大学及び近畿司法書士会連合会と共同で消費者教育・法教育に関する研究事業を進めてきたが、最終年度となる平成 24 年度は、これまでに行ってきた授業計画の検証及び教材の作成に向けた検討等をもとに、その成果を報告書としてとりまとめ、司法書士会に送付するとともに、関係各機関に配布した。

(3) 「平成 24 年度親子法律教室」開催

平成 22～23 年度に広島会との共催で実施してきた「親子法律教室」を、平成 24 年度は連合会・東京会の共催で実施した（後援：法務省・法テラス・新宿区・新宿区教育委員会・司法書士法教育ネットワーク）。今回は、多数応募のあった申込者の中から抽選で招待した 23 組の親子がグループに分かれ、紙芝居教材を使って「きまり（ルール）」について学習した。教材は、福岡県会が設計した「解釈のちから－紙芝居で学ぶ法教育教材－」を利用した。

*日時：平成 25 年 2 月 17 日（日）／場所：日司連ホール

*対象：小学校 4 年生、5 年生とその保護者

(4) ブロック別担当者意見交換会

法教育活動について、より充実した活動展開のために、司法書士会において法教育・消費者教育に取り組んでいる担当者が相互に情報交換や意見交換を行う機会として、ブロック別担当者意見交換会を開催した。平成 24 年度は九州ブロック会を対象とした。

*日時：平成 24 年 11 月 23 日／場所：AIM ビル会議室（北九州市小倉北区）

(5) 「司法書士」名称等を教科書に記載してもらうための活動

教科書発行会社各社に『司法書士白書 2012 年版』を送付し、「司法書士」の認知に努めた。今後も

引き続き、中学校・高等学校の社会科、家庭科などの教科用図書に、法律専門家たる「司法書士」の名称、制度及び業務等の概要について明記されるよう継続して活動する。

(6) 関係機関・団体等との交流及び連携等（法教育推進対応）

法務省法教育推進協議会及び日弁連消費者教育推進懇談会に参画し、各団体及び機関の取組み等に関して情報収集するとともに、司法書士の取組みについて適宜報告した。また、法テラスや法と教育学会が主催するシンポジウムに参加するなどして情報収集に努めた。法と教育学会及び全国社会科教育学会においては、研究発表を行った。

5. 成年後見業務及び財産管理業務の推進

【成年後見業務等の推進】

(1) 「死後の事務の手引き」の編集・発行

平成 21 年度より検討を開始した民法第 918 条第 2 項の遺産管理人選任審判を利用する場合等を含めた死後事務全般に関する実態把握と分析及び研究を継続して行った。また、実務対応の根拠となる法令や考え方等を示すことで会員の執務対応をサポートできるよう、実務マニュアルである「死後の事務の手引き」の編集を継続してきたが、平成 24 年度その編集を終え、同手引を発行した。

(2) 財産管理業務に関する検討

財産管理業務には法令に基づき家庭裁判所に選任された各種財産管理人が行うもの、又は当事者の委任に基づく財産管理人が行うものと多様な様態があるが、これらの業務のあり方と財産管理業務における留意事項や問題点を検討した。

(3) 家事事件手続法への対応検討

平成 25 年 1 月に施行された家事事件手続法の運用によって生ずる裁判上の手続変更点への司法書士の対応を検討した。

(4) 高齢者の取引に関する研究

平成 21 年度より高齢者取引、特に高齢者を当事者とする不動産取引における、登記事件を受任した又は受任しようとする司法書士の対応についての実情及び問題点の把握、そしてその対応について検討を行ってきたが、指針等としてまとめることは困難であり、高齢者と障害者の権利擁護委員会としての検討は終了した。

(5) 後見事務における問題事例収集の検討

平成 21 年度に公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という。）と共同で「後見事務に関する問題事例集」を発行したところであるが、発行以降に生じた後見事務に関する苦情や問題のある業務遂行例及び懲戒事件等についての事例収集の開始を検討した。

(6) 「相続財産管理人の手引き」の増刷

平成 22 年度に発行した「相続財産管理人の手引き」の増刷を行った。

【民事信託の研究及び推進】

(1) 台湾における信託制度の視察

「老人福利法」「障害者支援法」「未成年者支援法」に基づく信託の活用が盛んである台湾においてその利用状況を調査するため、「中华民国信託商業同業公会」「国泰世華銀行」「中国信託商業銀行」「金融監督管理委員会」を訪問した（平成 25 年 2 月 26 日－28 日）。また、その手続きをしている弁護士、地政士から現状について説明を受けた。

(2) 福祉型信託の検討

障害者支援団体等との意見交換を行うなど、福祉型信託について検討を行った。

6. 消費者問題対策

【悪質商法問題対策と消費者行政との連携】

(1) 消費者庁・内閣府消費者委員会との意見交換等

- ① 消費者団体等と消費者庁との意見交換会（平成 24 年 5 月 31 日）において、主に特定商取引法における電話勧誘販売・過量販売解除権に関する現行法の不備、通信販売における広告記載事項見直しの必要性、高齢者被害の増加を受けた適合性原則の消費者法への導入の必要性、の 3 点について意見を述べた。
- ② 消費者団体等と内閣府消費者委員会との意見交換会（平成 24 年 4 月 20 日）において、主にクレジットカード決済トラブルに関する問題点、多様化する決済手段に対する法整備の遅れ、の 2 点について意見を述べた。
- ③ 消費者団体等と消費者庁との意見交換会（平成 24 年 6 月 27 日）において、主にカモリストなどの利用による被害とその対応、架空請求と調査嘱託、未成年者取消しと原状回復の範囲、の 3 点について具体的事例に基づき意見を述べた。
- ④ 内閣府消費者委員会からヒアリング（平成 24 年 8 月 7 日）を受け、決済手段と消費者被害の未然予防・被害回復に向けた立法提言、インターネット取引における広告の問題、サクラサイト被害を中心とする匿名性の高い詐欺事件に関する実態調査と立法面の整備、の 3 点について意見を述べた。
- ⑤ 消費者庁より「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」に関するヒアリング（平成 24 年 11 月 8 日）を受け、これに対応した。
- ⑥ 消費者庁から要請を受け「消費者庁ホームページの在り方検討会」に消費者問題対策委員会委員を派遣した。

(2) 「ここがポイント！ 消費者法」の発刊

新しく司法書士になった会員やこれから消費者問題に取り組む会員を対象とした、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法を中心に実務の視点から消費者法を分かり易く解説した標記書籍を発刊した。

(3) 決済システムに関するシンポジウムの開催

サクラサイト被害に代表されるネット取引にまつわる消費者被害では、クレジットカード、電子マネー、収納代行、キャリア課金等、多様な決済手段が介在し、これに決済代行業者が加わって被害を助長する傾向にある。それぞれの決済手段の仕組みを紐解くとともに、被害回復の障害となる問題点の検証、決済に関わるそれぞれの法的責任を考え、今後の実務と立法面での提言につなげることを目的として、シンポジウム「決済システム（クレジット・電子マネー・収納代行）～消費者被害との関係に迫る！」を開催した（平成 25 年 2 月 9 日）。

(4) 消費者問題リレー報告会の開催

最新の消費者問題を取り上げ、各分野の最前線で活躍している会員からリレー方式による報告を行うことにより、最新情報の提供と消費者問題の分野における会員のレベルアップを目的として標記報告会を開催した（平成 25 年 1 月 26 日）。

(5) 消費生活相談セミナーの開催

地方消費者行政と司法書士の連携を深め、悪質商法への対応を高める目的で、大分（平成 24 年 8 月 4 日）、茨城（平成 24 年 11 月 14 日）、和歌山（平成 24 年 11 月 17 日）において標記セミナーを開催した。なお、基調講演では、インターネット被害救済のための対処法をテーマに取り上げた。

(6) パブリックコメント等への対応

- ① 平成 24 年 5 月 17 日、「『消費者基本計画』の『検証・評価』（平成 23 年度）及び計画の見直し」についての意見募集に対し、意見書を作成し消費者庁に提出した。
- ② 平成 24 年 9 月 4 日、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についての意見募集に対し、意

見書を作成し消費者庁に提出した。

- ③ 平成 24 年 9 月 20 日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律に係る訪問購入規制の適用除外の対象とすべき物品及び取引態様」についての意見募集に対し、意見書を作成し消費者庁に提出した。

【多重債務問題対策】

- (1) 「多重債務問題対策研修会－司法書士の代理権と本人訴訟支援－」の実施

平成 14 年司法書士法改正から 10 年がたち、法改正前後の状況や当時の議論、多重債務問題への取り組みの歴史について再認識し、その上で近時の司法書士の代理権に関する裁判例について理解を深め、本人訴訟支援のあり方を議論するため、標記研修会を実施した（平成 24 年 8 月 4 日）。

- (2) 「法人破産手続き等に関する研修会」の開催

平成 25 年 3 月末日をもって「中小企業金融円滑化法」の期限が到来することから、法人の破産が増加することも予想されるため、法人、特に中小・零細企業の破産手続において特有の論点・理解をすべき点を会員に習得させることを目的として、標記研修会を開催した（平成 25 年 3 月 30 日）。

- (3) 貸金業法改正議論への対応

平成 24 年 6 月頃より、政府内において貸金業法の改正の議論がなされ、中小・零細企業向けの短期貸し付けの上限金利の引き上げや総量規制の廃止等の中間整理案がまとめられた。この政府の動きに対応すべく、関連諸団体と連携し対応に臨んだ。

- (4) 貸金業者等による時効債権の支払いを求める訴訟の増加への対応

貸金業者だけではなく、奨学金債権等の消滅時効期間が経過している債権の支払いを求める訴訟が増加している現状の情報を収集した上で、相談会実施の検討を行った。

【債務整理に関する執務上の問題点の検討】

- (1) 簡裁訴訟代理等関係業務の範囲及び本人訴訟支援のあり方等に関する検討

- ① 裁判外和解代理権の範囲に関する見解の取りまとめ

裁判外和解代理権の範囲に関し、いわゆる“3 論点”（「個別額説」・「総額説」、「受益額説」・「債権者主張額説」、「個別訴訟物説」・「合算説」）についての見解と、同見解の根拠となる法解釈や参考判例等を整理してまとめた。

- ② 裁判所提出書類作成業務における留意点等の取りまとめ

裁判所提出書類作成業務による本人訴訟支援の重要性を改めて認識するとともに、司法書士の業務範囲を争点に含む訴訟がいくつか提起されている状況に鑑み、会員に対し、裁判所提出書類作成業務の実務を整理し、業務遂行上の留意点などを示す必要があるとの考えから、その論点整理を行った。

- (2) 司法書士会研修会への講師派遣

司法書士会からの要請に基づき、「簡裁訴訟代理権の範囲と本人訴訟支援」に関する研修会に講師を派遣した。

また、静岡県会から研修会の資料及び収録DVDの提供を受けたことから、これを他の司法書士会における関連した研修会等において活用してもらうべく、資料のデータとDVDを司法書士会へ提供した。

第 3 地域での連携とプロボノ活動、人権擁護活動

【地域連携とプロボノ活動】

プロボノ活動に関する司法書士会に対するアンケートの集計を分析・検討し、「2012年版司法書士のプロボノ活動～市民の中へ～」として冊子にまとめ司法書士会へ提供したほか、司法書士会からの要請に基づき、プロボノ活動推進に関する研修会へ講師を派遣した。

【高齢者・障害者の虐待防止活動】

(1) 施行直前！障害者虐待防止法シンポジウム「どこにでもある虐待の芽に気づくために」～共に生きる～障害者虐待防止ネットワークと支援システムの開催

平成 24 年 10 月 1 日の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行にあわせ、前々日の 9 月 29 日、法務省、厚生労働省、法テラス、東京都、新宿区及びリーガルサポートの後援を受け、標記シンポジウムを開催した。

(2) 司法書士のための障害者虐待防止対策マニュアルの作成

司法書士会執行部及び個々の会員が、今後、障害者虐待防止により積極的に取り組むためのノウハウを享受できるように、法律の逐条解説を施したマニュアルを作成し、会員に配布した。

(3) 「高齢者虐待防止対策マニュアル」改訂に向けた検討及び作業

平成 21 年 3 月に発行した「高齢者虐待防止対策マニュアル」の改訂作業に着手した。

(4) 司法書士会への研修会講師派遣

司法書士会からの要請に基づき、障害者虐待防止及び高齢者虐待防止に関する研修会への講師派遣を行った。

【自死対策活動】

(1) メンタルヘルスハンドブックのリニューアル版の作成

平成 21 年 3 月に作成した「司法書士業務のためのメンタルヘルスハンドブック」は、司法書士以外の団体や専門職などからも好評を得て数回にわたって増刷を行っているが、内容をさらにわかりやすいものにしA4判にしたリニューアル版を作成し、関係機関に配布した。

(2) 「自殺総合対策大綱の見直し（改正）」に向けての提言等の提出

平成 24 年度に見直しが行われた「自殺総合対策大綱」に対する提言をまとめ提出した。

(3) 自死予防及び自死遺族支援のためのリーフレットの作成

自死予防及び自死遺族支援のために、司法書士ができることをまとめたリーフレットを作成し、自死問題に関わっている関係機関に配布した。

【経済的困窮者の法的支援の推進】

(1) 経済的困窮者を対象とした法律支援事業の実施支援

平成 23 年度に引き続き、司法書士会が主催する経済的困窮者に対する法律支援事業実施にかかる相談費用等の助成を行った。平成 24 年度は、16 司法書士会から助成要望があり、対象となる 14 司法書士会に対し助成を行った。

(2) 第 7 回司法書士人権フォーラム「更生保護をとりまく現状と課題」の開催

更生保護をテーマとし、第 7 回司法書士人権フォーラムを開催した（平成 25 年 2 月 2 日/日司連ホール）。なお今回は、法務省、厚生労働省、日本社会福祉士会、日本更生保護協会、全国保護司連盟、全国更生保護法人連盟、日本更生保護女性連盟、日本BBS連盟、リーガルサポートに後援をいただいた。当日は、市民、更生保護施設関係者、障害・福祉施設関係者、行政担当者、法律専門職及び団体関係者など総勢 112 名の参加があり非常に盛況であった。

(3) 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 16 条及び第 17 条に基づく第 3 回政府報告」に対するカウンターレポートの提出

国連の経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会が 2001 年 9 月 24 日付けで採択した「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解」に対する日本の対応をパラグラフごとに報告した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 16 条及び第 17 条に基づく第 3 回政府報告」に対し、連合会からカウンターレポートを提出すべく 3 つのパラグラフに対する意見書（案）を取りまとめた。

(4) 「経済的困窮者支援に関する研修会」の講師派遣

生活保護制度をはじめとした社会保障制度全般に関する会員の知識や意識を高め、経済的困窮者に

対する支援の取組みをいっそう推進するための機会とすべく、司法書士会へ関連する研修会の開催を呼びかけ、要請に基づき講師を派遣した。

(5) 会長声明・会長談話・意見書

生活保護制度をめぐる様々な議論や報道が活発になされ、生活保護利用者や市民の声が十分に聴取されることなく政府において法改正や基準引下げ等が進められることを懸念し、以下のとおり会長声明等を発出した。

- ① 「生活保護法の改正・生活保護基準の切下げに反対する会長声明」(平成 24 年 7 月 4 日)
- ② 「社会保障制度をなし崩しにする社会保障制度改革推進法案に反対する会長声明」(平成 24 年 8 月 1 日)
- ③ 「「生活支援戦略」に関する厚生労働省案に対する意見書」(平成 25 年 1 月 7 日・厚生労働大臣あて)

(6) その他意見交換等

- ① 内閣府公共サービス改革推進室との意見交換(平成 24 年 6 月 14 日/日司連ホール)
内閣府公共サービス改革推進室からの要請に基づき、同室が作成したいわゆる公金債権回収の手引きに関して説明を受けたあと、債務者側の視点に立った司法書士からみた現場の状況等に関して意見が求められ、これに対応した。
- ② 全国青年司法書士協議会との協議・意見交換(平成 24 年 8 月 10 日/司法書士会館)
全国青年司法書士協議会からの要請に基づき、生活保護法の見直しにかかる対応について協議・意見交換を行った。

【子どもの権利擁護活動】

(1) 第 4 回司法書士人権フォーラムに際して実施したアンケート結果の冊子化

第 4 回司法書士人権フォーラム(平成 22 年 3 月 13 日開催)において、児童養護施設等社会的養護のもとで暮らす子どもの権利について話し合うため、日本全国の児童養護施設で暮らす高校生にアンケートを送付し 1,200 通を超える回答を得た。その中には社会に対する多くのメッセージが込められていたことから、この結果を活用するため、回答を冊子化し全国の児童養護施設や司法書士会、関係省庁に送付した。

(2) 未成年後見制度の検討

今後の司法書士の取り組みの参考にするために、未成年後見業務に対する対応、支援体制、未成年後見業務に対する考え方などについて、日弁連子どもの権利委員会委員の弁護士及び公益社団法人家庭問題情報センターとの間で意見交換会を実施した。

また、実際に未成年後見業務を行っている司法書士に対する支援の一環として、児童福祉法、子どもの権利条約、子どもとの接し方についての研修会を開催(平成 24 年 12 月 1 日/宮城県司法書士会館)し、研修会の模様をDVDに収録し司法書士会に配布した。

【未成年後見制度の普及に向けた調査研究】

未成年後見(監督)人に実際に就職している司法書士を対象にアンケートを実施し、法制度上の改善点や業務を行っていく上での問題点などを抽出した。

【犯罪被害者等の支援活動】

(1) 犯罪被害者支援に関する市民公開シンポジウムの開催

鳥越俊太郎氏を登壇者に迎え、『「聴こえますか? 私たちの声」～犯罪被害者、その魂からのメッセージ～』と題して、シンポジウムを開催した(平成 24 年 12 月 22 日)。進行については、基調講演に続き、登壇者からの情報提供を対談形式によって行うなどの工夫を行った。参加人数は、約 80 名であった。

(2) 犯罪被害者支援に関する研修会への講師派遣

司法書士が犯罪被害者支援に積極的に取り組む素地を作るため、司法書士会が主催する犯罪被害者支援に関する研修会に講師を派遣した。

第4 メディア対応と制度広報

【メディア対応】

(1) パブリシティ活動（ニュースリリース／会長声明（談話）／取材対応）

平成24年度も、従来の姿勢を引き継ぎ、パブリシティを根幹的広報活動と位置付け、能動的な会長声明やニュースリリース、受動的な取材対応など可能な限り積極的に行った。その一つひとつの地道な発信や対応は全て、即効性はなくとも今後の効果に繋がっていくことは間違いないと考えている。常日頃の姿勢に「意図」を持って、パブリシティ活動（能動的なものも受動的なものも）の一つひとつに取り組んでいくべきであり、今後もそのように努めていきたい。平成24年度発した会長声明は3本、ニュースリリースは8本である。

なお、従来からの記者とのリレーションによって、日本経済新聞にいくつかの記事掲載が実現している。

(2) 取材への対応

平成24年度受けた取材のテーマとしては、震災関連の取り組みなどポジティブな方向性のものもあったが、一方で、債務整理関連の不祥事や職務上請求関連の不祥事など、ネガティブな事案で追及されることも多々あった。これらの取材は好意的な視点によるものではなく、その対応如何によっては大きなダメージに発展するので、その対応は非常にシビアなものとなる。司法書士会においても、残念ながら会員不祥事により記者会見開催を余儀なくされた司法書士会もあり、クライシス・コミュニケーションへの対応は全ての司法書士会が目前のものとして取り組む時期にきている。

(3) 「クライシス対応ケース別マニュアル」の作成とリスク・クライシスコミュニケーション研修会の実施

連合会では、危機管理広報の専門家とともに司法書士の不祥事に対するマスコミ対応などクライシス・コミュニケーションに関する研究を重ねてきたが、このたび会員の不祥事及び組織の不祥事に対する司法書士会としてのマスコミ対応マニュアル「クライシス対応ケース別マニュアル」を作成した。マニュアルは、記者会見だけでなく個別の取材対応も含め司法書士会としての意見表明を行う場合の基本姿勢について、代表的な不祥事類型を例としてまとめたものである。

なお、不祥事に関する記者会見は、準備する時間的余裕がほとんどない中で、司法書士会が当事者でなくても詳しい説明を求められることも多く、記者会見自体がさらなるダメージの拡大につながる恐れもあることは認識しておく必要があるため、記者会見シミュレーションなどのメディアトレーニングも普段から行っておくことが必要であることから、今回作成したマニュアル等をテキストに「リスク・クライシスコミュニケーション研修会」の実施を司法書士会に呼びかけ、講師を派遣した。

(4) 「成年後見制度に関するプレスセミナー」の実施

平成24年9月13日に「成年後見制度に関するプレスセミナー」を司法書士会館で実施したところ、マスコミ関係の記者27名（読売新聞・朝日新聞・毎日新聞・日本経済新聞、TBSテレビ、共同通信、雑誌記者等）の参加があった。司法書士会として初めて実施したプレスセミナーであったが、参加者のアンケート結果では回答者24名中16名が「期待したとおりであった」と回答し、「期待以下であった」はわずか1名であったことから成功であったと言える。

【『月報司法書士』の編集・発行】

『月報司法書士』は会員向けの「機関誌」であるばかりでなく、司法書士界から広く社会に向けて発信する「広報誌」として、毎月定期的に発行している。会員の他、各メディア、自治体、裁判所、法務局、消費者センター、教育機関、研究者、有識者、議員等にも送付している。幅広く執筆者を求

めて、毎月号に特集記事を掲載し、その他の講座、論文等各コンテンツにおいても誌面の充実を図るべく編集を行った。発行部数は、現在約 25,000 部、年間平均 137 頁である。

近年、この『月報司法書士』に掲載された論文等が他誌の参考文献として引用される例も散見されており、会員向け「機関誌」のみならず「法律文献」としての性格を併せ持つに至っている。また、本誌はパブリシティ活動の際にも重要なアイテムとなりうるので、今後も、外部に向けた「司法書士制度の広報媒体」としての性格をより意識して、編集にあたりたい。

また、平成 25 年 1 月号より B5 判から A4 判へとサイズ変更を行うとともに表紙デザイン・内容ともリニューアルを行った。表紙デザインは、栃木県会の大谷喜男会員が 2009 年「第 95 回記念光風会展」において文部科学大臣賞を受賞された「路」という作品を取り入れたデザインに変更した。内容については、「巻頭言」、「書評」、「REPORT」、「付箋」の各コーナーを新設し、「司法書士公示現場」と「現代公事方頼末記」を「The case file～司法書士駆ける～」として統合するなど、連合会の意見・主張等を更に発信し、メッセージ性の高い媒体としていくことを目指した。なお、今回のサイズ変更に伴い、コスト削減と利便性を考慮し、送付用封筒を紙から透明のビニール封筒に変更した。平成 24 年度の特集テーマは次のとおりである。

【特集一覧】

- 平成 24 年 4 月号 (No. 482) : 簡裁代理権を考察する / 5 月号 (No. 483) : 生活保護法と生存権
6 月号 (No. 484) : 法教育を实践する / 7 月号 (No. 485) : 後見制度のこれから
8 月号 (No. 486) : 時効 / 9 月号 (No. 487) : 「コンプライアンス」を考える
10 月号 (No. 488) : 高齢社会で生きるということ
11 月号 (No. 489) : 震災に負けない業務体制を考える
12 月号 (No. 490) : 株式会社の会計
平成 25 年 1 月号 (No. 491) : 再び、多重債務者がいない社会を目指して
2 月号 (No. 492) : 新たな不動産登記法改正に向けて
3 月号 (No. 493) : 災害時における市民救援

【司法書士制度の広告】

(1) テレビCM・広告出稿

テレビ朝日系列全国ネット「列島警察捜査網 THE追跡」(平成 25 年 1 月 4 日)で番組提供 30 秒のテレビCMを実施した。また、連合会初の試みとなるが、東日本大震災の被災地において相続や抵当権の抹消など権利の登記の需要が急増し、その対応が求められることから、司法書士への相談を促すことを目的として、宮城・福島・岩手の被災 3 県に限定したテレビCMを 1 か月間(平成 25 年 2 月 15 日～3 月 14 日)実施した。

(2) 市民公開シンポジウムの開催

費用対効果の観点から過去 4 年間に実施した「大都市圏以外での地域開催」は当初の目論見通りの結果を得られたことから、平成 24 年度も同様の開催方法とし、応募のあった司法書士会の中から、青森県会に「主管」を依頼し、協力して開催した。

- ・テーマ:『『生きづらい』社会 支え合いの大切さ』
- ・日程:平成 25 年 3 月 30 日 / 場所:財団法人八戸地域地場産業振興センター ユートリー

(3) 無料相談キャンペーンの実施

これまで例年実施していた以下の「全国一斉相談キャンペーン」は、平成 25 年度から「全国一斉」事業としての主唱は行わず、司法書士会の実情に応じて実施してもらうこととした。

- ・全国一斉司法書士法律相談 / 全国一斉労働トラブル 110 番
- ・相続登記はお済みですか月間 / 全国一斉成年後見相談会

なお、「全国一斉成年後見相談会」については、「高齢者・障害者のための成年後見相談会」と名称

を改めて実施することとした。

平成 24 年度は、さらなる制度認知拡大を図るための広報ツールとして、タレント「ロザン」を起用した相続登記ポスター「遺産の相続を強力サポート！ 相続の登記は司法書士です」を作成し、司法書士会あてポスター 50 枚とデータ CD を送付するとともに、会員に対しては、『月報司法書士』12 月号に同封して送付した。その他、「司法書士法律相談」「労働トラブル 110 番」のデザインデータを一部修正したデータ CD を司法書士会あて送付した。

「相談事業」は社会貢献として市民の権利保護のために行うものであり、司法書士会の平時の活動である。しかし時にはイベント的に「110 番」などと銘打って実施するのは、少しでも報道されやすい形式にして相談会の告知広報をより効果的に行い、併せて制度広報をも目的としている。実際に、「記念日プロモーション」手法によるパブリシティ機会の創出～露出の獲得という目論見は、特に地方紙や地方テレビ等においては、相応の結果を得られている。また、「相続登記はお済みですか月間」についても、諸々の状況の中、「相続登記は司法書士へ！」を改めてアピールする点において一定の役割を果たしている。しかしながら、様々な事業が増加し続ける司法書士会における負担の増大にも配慮しなければならないことから、平成 24 年度から各地の実情にあわせて実施することとした。

(4) 日司連ウェブサイト(HP)の構築・運営

日司連ウェブサイト(HP)は、すべての広報活動のマザーシップとして位置づけている。インフラ整備として、平成 19 年度に全面リニューアルを行い、その後も順次コンテンツを整えてきた。基本的に、このサイトのターゲットは「市民」であると明確に位置付けており、できる限り「司法書士的視点」に陥らないように努め、会員向けページも必要最小限のものに止めている。制作から 5 年を経過したことから、平成 25 年度は全面リニューアルを実施する予定である。

(5) 広告素材の提供

平成 24 年度も(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシーの代理店と契約し、タレント「ロザン」の肖像使用を全国の司法書士会でも可能にして、その素材もいくつか配布した。この契約は、近畿司法書士会連合会の契約が端緒となったことから、割安な価格で「ロザン」を使用できるものである。契約による承諾広報媒体は、テレビCM・新聞・ラジオ・雑誌・印刷物・ホームページ・交通広告・屋外広告・イベントと広範囲なものである。その出演料も割安であり、テレビCM素材やラジオCM素材、多数の写真素材などは、無料でそのまま使用できるようにした。なお、タレント起用について「ロザン」を継続し続けると決めているわけではなく、平成 25 年度の情勢をみて、以後の契約更新は、時宜に応じて適切に判断する。

(6) 司法書士コミック「スイモ、アマイモ。～司法書士花村大輔のプライド～」の発行

連合会の監修により、オリジナルコミック「スイモ、アマイモ。～司法書士花村大輔のプライド～」を発刊(アートダイジェスト刊/B6判・155 頁)した。本書は、司法書士の業務や市民との関わり方を広く一般の方に理解してもらうことを目的としたものであるが、相続、不動産決済、企業法務、成年後見、公益活動を題材とした主人公の司法書士が活躍するヒューマンストーリー仕立てとなっていることから司法書士の業務紹介ツールとしても役立つものとなっている。

初版として 8,000 部を印刷、そのうち 4,000 部については、紀伊國屋書店(全 64 店舗)、丸善&ジュンク堂書店(全 74 店舗)、Amazon などのネット通販を通じて販売(税込 525 円)した。残りの 4,000 部については、連合会から定価の 1 割引で司法書士会あて頒布し、3 月末日現在残部は 538 部である。

(7) 司法書士アクセスブック〔改訂版〕の発行

平成 24 年度は以前制作したもののうち需要の高い「司法書士のことがわかる本」の内容を一部改訂し、平成 25 年改訂版(A5判/中綴じ/オールカラー/36 ページ)として 10 万 2 千部発行した。

【「司法書士制度 140 周年」・「8 月 3 日司法書士の日」記念事業】

(1) 「司法書士の日」記念事業関連

平成 24 年度も「ロザン」を起用した「司法書士の日」ポスターを作成配布した。「ロザン」とのタレント契約をしているため、安価に「ロザン」起用のポスターを制作することができた。これまで、「司法書士の日」の記念日ポスターについては、司法書士会あて 2 枚及び会員あて 1 枚を『月報司法書士』に同封して送付していたが、平成 24 年度より、各地の実情に応じた形で実施する記念相談会の告知文を掲載した対外用ポスターとしたため、会員への配布は行わず、司法書士会に必要枚数を配布した。

「一日司法書士」については、平成 22 年度、大分県会が実施して成功した企画であるが、その費用対効果が秀逸であるため、平成 23 年度に引き続き平成 24 年度も司法書士会に呼びかけたところ、25 会で実施された。本企画は、メディアに取り上げられた場合、その費用に比して高い効果を期待できるものであるため、平成 25 年度においても実施を呼びかけることとしている。

(2) 司法書士制度 140 周年記念事業

平成 24 年度は明治 5 年の「司法職務定制」の制定から 140 周年という記念の年であった。対内においては、この「制度 140 周年」を契機として会員の司法書士界への帰属意識の醸成を図り、対外的にはこれを一つの「素材」とした司法書士制度広報（認知度向上）を目的として、140 周年記念の特別事業を展開した。記念事業は、司法書士会においても積極的なイベント実施を期待したところであるが、連合会としてもその目的を達するよう次の特別事業を行った。

① 司法書士制度 140 周年オリジナル切手発行とロゴシール等の作成

司法書士 140 周年記念オリジナル切手を完全受注生産で 5,000 枚作成し、1 シート 1,200 円で頒布した。また、司法書士制度 140 周年ロゴマークをデザインしたシールを作成し、会員数に応じた数を司法書士会あて送付した。司法書士制度 140 周年ロゴマークのポスターを作成し、会員に対し月報司法書士 6 月号に同封して送付した。

② 司法書士制度 140 周年記念祝賀会・東日本大震災被災者支援トーク & ライブ

第 75 回定時総会 1 日目（6/28）終了後、「司法書士制度 140 周年記念祝賀会・東日本大震災被災者支援トーク & ライブ」を開催した。トーク & ライブについては、震災遺児の支援などに積極的に取り組み、法務省「社会を明るくする運動」のフラッグアーティストにも就任している谷村新司氏に依頼した。なお、参加者の会費と定時総会期間中に寄せられた募金については、東日本大震災で保護者を亡くした遺児を支援する「毎日希望奨学金」あて全額（1,019,651 円）寄付した。

③ 司法書士制度 140 周年記念シンポジウム～未来の司法書士たちへの提言～

平成 24 年度第 2 回全国会長会（10/18-19）終了後、「司法書士制度 140 周年記念シンポジウム～未来の司法書士たちへの提言～」を開催した。山野日章夫氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）の基調講演「職能としての司法書士～そのジェネラリストへの道程」に続いて、パネルディスカッションを行った。なお、シンポジウムの内容は、会報 THINK（第 111 号）に掲載した。

・日程：平成 24 年 10 月 19 日／場所：司法書士会館地下 1 階「日司連ホール」

第 5 組織の充実

1. 組織改善

【組織財政の改善】

(1) 組織等改善

第 74 回定時総会において「日司連組織・財政改革大綱（案）」は否決されたが、連合会では継続して組織の改善、改革をしなければならないと認識している。「連合会組織をより強固にすること」「執行部が責任ある執行を行うこと」を前提に、連合会組織機構の改善を付託事務として、組織等改善委員会を設置して検討してきた。喫緊の課題としては、総会のあり方、役員の員数、選任方法、委員会

の抜本的見直し等の改善が求められており、費用対効果を意識した執行を行うよう新たな仕組みを構築していく必要性も求められている。

平成 24 年度同委員会は、平成 23 年度に引き続き、選挙制度、総会、対策部・委員会・室、会長会について重点的に検討を行い、「日本司法書士会連合会の組織等に関する改善提言について」（平成 25 年 3 月 5 日付）と題する提言をとりまとめた。

(2) 事業評価と財政改善

平成 23 年度から設置した日司連財務調査室は、平成 24 年度から本格稼働した。平成 24 年 2 月に各事業機関に対して提出を求めた事業報告及び事業評価シートを受けて、一般会計における事業費—事業機関等の統廃合と移行について、具体的に 26 の設置委員会の評価・検討作業を重ね、予算ベースでの削減額を示すとともに、事業評価と財政改善策の提言を行った。そのほか、研修事業特別会計、市民救援基金特別会計、特別研修事業特別会計、地域司法拡充基金特別会計の 4 特別会計についての概略的見直しを検討した。

2. 会員指導と職務問題への対応

【代理権の範囲等に関する問題への対応】

司法書士の業務範囲を争点に含む訴訟の動向等に注視しつつ、前出の債務整理に関する執務上の問題点の検討とあわせて、司法書士界がとるべき立場及び見解等を整理してまとめるなど対応した。

【『綱紀事案処理マニュアル』第 1 版の作成・配布】

司法書士会における綱紀事案処理が適正かつ十全になされることを目的とし、その処理に関する一連の手続きなどを具体的に取りまとめた「綱紀事案処理マニュアル」を作成し、司法書士会に配布した。

【綱紀事案処理（綱紀関連規則を含む）に関する Q&A の作成】

事業計画では、綱紀事案処理に関する問題点を検討のうえ、司法書士会における綱紀事案処理等の Q&A を作成し、司法書士会あて提供する予定にしていた。しかし、懲戒制度の運用改善の方策として、懲戒処分にあたっての調査を司法書士会に全件委嘱する運用の検討が始まったため、平成 24 年度は Q&A の作成を見送った。

【執務指針の策定】

(1) 「司法書士の業務広告に関する規則基準」の一部改正

ウェブサイトを利用した広告に関する規定を新設する「司法書士の業務広告に関する規則基準」の一部改正を行った。

(2) 「司法書士の業務広告に関する規則基準の運用指針」の策定

平成 23 年の「司法書士の業務広告に関する規則基準」制定以降、運用指針は司法書士会に委ねていたが、統一的な運用指針を求める意見が多数出ていることから、上記一部改正内容を盛り込んだ運用指針を策定し、司法書士会あて通知した。

(3) 「戸籍謄本等交付請求の手引き」の策定

平成 23 年から検討してきた職務上等請求書を使用する際の注意点、記載例等の検討を行い、平成 21 年 3 月 31 日付「戸籍謄本・住民票の写し等の職務上請求書等の使用について」を改訂し「戸籍謄本等交付請求の手引き（仮称）」を策定した。

また、外国人住民に係る住民基本台帳制度が施行されたことを受けて、連合会の定める職務上請求書の様式を変更することに伴い、「戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程基準」の見直しを検討した。

(4) 共同事務所に関するアンケートの実施について

共同事務所の定義が広義にわたり全容が把握できていないため、共同事務所の運営実態の把握を目

的としたアンケート項目の検討を行い、アンケートを実施した。アンケートの分析については平成 25 年度に実施する予定である。

(5) 犯罪収益移転防止法への対応

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 31 号）が成立したこと及び平成 24 年 4 月 2 日に公開された警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JA FIC）の年次報告書（平成 23 年）が公開されたことを受けて検討を行った。改正点と注意点については、司法書士会を通じて会員へ周知を行った。

【司法書士倫理の向上】

(1) 『「司法書士倫理」解説・事例集』の改訂

平成 20 年度に発行した『「司法書士倫理」解説・事例集』について、事例内容を中心に大幅な改訂・編集作業を行った。

(2) 司法書士会研修会への講師派遣

平成 24 年度も司法書士会から倫理に関する研修会の講師派遣要請に対し、講師を派遣した。

【外国人住民票に関する検討】

平成 23 年 12 月に「外国人住民票」検討委員会から提出された報告書『外国人住民票』の問題点— 渉外家族関係の法実務からみて」をベースにした書籍『外国人住民票の創設と渉外家族法実務』を平成 24 年 5 月 17 日に発刊した。

平成 24 年 6 月 27 日には外国人登録者総数上位 100 自治体に対し、各自治体で外国人登録原票のデータを保有するのか、保有する場合はそのデータを「行政証明」として公開するのかなどについてアンケートを実施した。また、平成 24 年 7 月 4 日には自治体における「行政証明」の発行に関する要望書を全国都道府県知事宛に提出した。

法務省に対しては、外国人登録法廃止後の在留外国人の住所・氏名変更登記申請時の添付情報等に関して民事局民事第二課と協議を行い、問題点等を指摘した。さらに、入国管理局からの提案によって、渉外家族法実務の問題点や今後の在留管理制度に関する意見交換を行い、その内容を踏まえた上で、平成 25 年 3 月 26 日、外国人住民に係る渉外民事実務の課題に関する提言書を入国管理局長宛に提出した。

なお、「外国人住民票」検討委員会は、平成 25 年 2 月に在留外国人に係る登記申請手続に関するアンケートを司法書士会員に対して実施した。現在はその回答結果について検討を進めるとともに、「外国人住民票」制度創設後の渉外実務の課題に関する書籍刊行に向けた作業を行っている。

3. 統計データの収集

(1) 司法書士白書 2013 年版の発刊

本編に掲載する各種統計データを最高裁、法務省、他士業団体、関係団体及び司法書士会から提供を受け、これらをもとに資料にまとめた。また、特集 1 を「くらしの法律家と『庶民』の裁判所～その理念と現実を検証する～」、特集 2 を「司法書士の業務広告」とすることとして次の企画を実施し、これらをもとに特集をまとめた。なお、司法書士白書 2013 年版は、日本加除出版(株)から出版される。

① 特集 1 「くらしの法律家と『庶民』の裁判所～その理念と現実を検証する～」

ア. 座談会「くらしの法律家と『庶民』の裁判所～その理念と現実を検証する～」

司会に加藤俊明氏（神奈川県会）、パネラーに大出良知氏（東京経済大学教授）、南敏文氏（元東京高等裁判所判事）、北野聖造氏（兵庫県会）、松永六郎氏（東京会）、鮫川誠司氏（神奈川県会）を迎え、標記座談会を開催した（平成 24 年 12 月 4 日／司法書士会館）。

イ. 「2012 年司法書士実態調査（司法書士白書アンケート）」の実施

司法書士の簡裁代理権取得後の意識や実態等の変化などについて把握するため、約 4,600 名

の会員を対象に「2012年司法書士実態調査（司法書士白書アンケート）」を実施し、簡裁代理権利用の頻度（業務時間・出廷日数・収入割合）、業務の依頼への対応（受任に際しての経験の有無の影響・訴額140万円を超える場合の対応・受任経緯と頻度・業務広告の有無と方法）、簡裁代理権取得前後での変化（簡裁代理権の活用の意識、簡裁代理業務を行うにあたって意識する重要性）、事件類型ごとの代理権取得前後での受任・受託の変化などについて調査した。

このアンケートは簡裁代理権を有しない会員に対しても行い、簡裁代理権を取得しない理由や簡裁代理権に対する考えなどについても訊ねた。

本調査では、計1,127件の回答が得られた。

② 特集2「司法書士の業務広告」

平成23年度に実施した司法書士全国調査（調査結果は司法書士白書2012年版に掲載）に附随する調査として、全国調査実施時に当該附随調査に協力いただける旨回答のあった272名のうち46名に、業務広告及び報酬等に関する面接調査を実施した（報酬に関する調査結果は次回以降の白書で特集する予定）。なお、本調査は、青山学院大学大学院法務研究科兼任講師の久保山力也氏に依頼した。

4. 災害対策

【災害対策】

（1）市民救援システムの構築について

① 「日司連災害対策及び市民等の救援に関する規則」の改正、「日司連市民救援基金特別会計規則」の制定

日司連市民救援基金特別会計の安定的な運用を図ること、市民救援活動の範囲や設置機関の組織及び役割等を明確にすること等を趣旨として、「日司連災害対策及び市民等の救援に関する規則」（以下「市民救援規則」という。）の改正を行い、「日司連市民救援基金特別会計規則」を新設した。

② 「日司連災害対策及び市民等の救援に関する規則運用のための要領」の原案の策定

市民救援規則の改正に伴い、同規則を運用するための基準として定められた従前の「日司連災害対策及び市民等の救援に関する規則施行基準〔暫定版〕」に代わる「日司連災害対策及び市民等の救援に関する規則運用のための要領」を策定した。

（2）市民向け制作物の作成

災害等が発生した場合に、市区町村役場の災害担当者や被災者等に司法書士業務や市民救援活動について説明する際に使用する「天災等罹災後のトラブル解決ガイド『困った！』」を作成し、司法書士会に配布した。

（3）司法書士会及び司法書士会員向け制作物の作成

① 「市民救援マニュアル」の作成

司法書士会及び司法書士会員向けに、災害発生時から終結における市民救援活動の流れや具体的内容について、資料とともにわかりやすく解説したマニュアルを作成し、司法書士会にデータを提供した。

② 「司法書士会防災マニュアルポスター」の作成

平成18年に作成した「司法書士会危機管理マニュアルポスター」をもとに内容を更新した「司法書士会防災マニュアルポスター」を作成し、司法書士会に配布した。

（4）災害発生時の被災状況調査

① 平成24年5月に茨城県、栃木県で発生した竜巻災害について、被災状況調査を行った。

② 平成24年7月に九州北部地方で発生した豪雨災害について、被災状況調査を行った。

(5) パブリックコメントに対する意見書案の取りまとめ

連合会から法務省民事局参事官室に対し、平成 24 年 8 月 31 日付日司連発第 866 号にて「罹災都市借地借家臨時処理法の見直しに関する担当者素案」に関する意見書を提出した。

【東日本大震災の復興支援】

(1) 相談活動の支援

① 被災地への相談員派遣

被災地の相談活動の支援として、延べ約 640 名の相談員を全国の司法書士会から被災地司法書士会（以下「被災会」という。）へ派遣した。

② 電話による相談の実施

平成 23 年度から継続してフリーダイヤルによる電話相談を実施していたが、相談件数が一定程度まで減少したことから、平成 24 年 8 月 31 日をもって終了した。相談件数は総計 2,062 件に上った。終了後は、被災会が実施する電話相談を広報し費用面での支援をしている。

③ 相談員養成研修会への講師派遣等

司法書士会では、積極的に相談員養成のための研修会を開催しており、連合会では講師派遣及びその開催を支援している。平成 24 年度は計 5 回の研修会に延べ 7 名の講師を派遣した。また、市民救援委員会に委託し相談事例 Q&A を作成し、司法書士会における相談員養成を支援した。

(2) 災害復興支援事務所の設置・運営支援

司法書士による法的サービスを受けることが困難になった地域に災害復興支援事務所を設置し、相談センター及び司法書士事務所として活用している。平成 24 年度は新たに福島県南相馬市に設置し、平成 25 年 3 月現在、宮城県の 3 箇所（南三陸町・山元町・気仙沼市）、福島県の 1 箇所（南相馬市）、岩手県の 2 箇所（陸前高田市・大槌町）に設置している。うち、南三陸町、山元町、陸前高田市、大槌町の災害復興新事務所には司法書士が常駐している。

(3) 福島第一原子力発電所の事故による被害者支援

① 原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類作成業務に関する研修会の開催

平成 24 年 10 月 1 日より、原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類作成業務が司法書士業務として認められ、震災書類作成援助の対象となったことから、同申立書類作成に関する会員向け研修会を平成 24 年 11 月 14 日に福島県会との共催により開催した。本研修は DVD に収録し、司法書士会に配布したほか、日司連研修情報システムの研修ライブラリに登載した。

② 原発事故に関する相談会の後援

福島県会が福島県青年司法書士協議会と共催した原発賠償金説明会・生活再建相談会を後援した。平成 24 年 11 月までに計 4 回開催され、県内延べ 24 箇所にて実施された。

③ 義援金の募集

福島第一原子力発電所事故により被害を受けた会員及び司法書士会への義援金を募集し、総額で約 900 万円の義援金を複数回に分けて福島県会に対して支給した。この義援金は現在も募集を行っている。

(4) 被災者向けリーフレットの配布

市民救援委員会を中心として、東日本大震災の被災者向けの「被災後の法的トラブル解決ガイド Ver. 3<宮城県版・福島県版・岩手県版>」を作成した。本ガイドは、Ver. 1 から Ver. 3 まで更新し、これまでに計 7 万部を司法書士会や地方自治体に配布した。

(5) パブリックコメントに対する意見書の提出

「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しに関する中間取りまとめ」に対する意見書（案）を取りまとめ、連合会に提出した。

取りまとめた意見書（案）をもとに、連合会から法務省民事局参事官室に対し、平成 24 年 12 月 3

日付日司連発第 1484 号で「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の見直しに関する中間取りまとめ」に対する意見書を提出した。

第 6 研修事業・研究事業

1. 研修事業

平成 24 年度の研修事業の詳細は、後掲する「平成 24 年度司法書士中央研修所事業報告」のとおりであるが、平成 24 年度は e ラーニングの本格導入がその特徴と言える。e ラーニングは、従来の講義形式の研修と異なり、「いつでも、どこでも、何度でも」自律的に学ぶことができるツールである。これからの会員研修の主流となるものとする。

【新人研修の実施】

(1) 中央新人研修

平成 23 年度は中央新人研修を東西 2 会場で行う講義形式の前期日程（3 日間）と原則各地特別研修会場で行うゼミナール形式の後期日程（4 日間）に分割し、時期的には前期日程と後期日程の間にブロック新人研修を実施した。平成 24 年度は、平成 23 年度の実施において浮き彫りになった問題点について改良を加え、同様の形態にて実施した。なお、平成 24 年度から四国地区で特別研修が単独開催されることから、中央新人研修後期日程についても四国地区単独で実施した。

<前期日程>

東地区会場：平成 24 年 12 月 20 日（木）～12 月 22 日（土）／つくば国際会議場

西地区会場：平成 24 年 12 月 18 日（火）～12 月 20 日（木）／神戸国際展示場

<後期日程>

平成 25 年 1 月 21 日（月）～1 月 24 日（木）

北海道会場・東北会場・関東会場・中部会場・近畿会場・中国会場・四国会場・九州会場

《受講者数》853 名／《修了者数》836 名

(2) ブロック新人研修

平成 24 年度も平成 23 年度と同様に、各ブロック会において集合形式により新人研修を実施した。ブロック会ごとの受講者、修了者数は次のとおり。

- ・北海道：受講者数 15 名／修了者数 15 名
- ・東北：受講者数 28 名／修了者数 26 名
- ・関東：受講者数 381 名／修了者数 372 名
- ・中部：受講者数 87 名／修了者数 87 名
- ・近畿：受講者数 174 名／修了者数 173 名
- ・中国：受講者数 44 名／修了者数 44 名
- ・四国：受講者数 21 名／修了者数 21 名
- ・九州：受講者数 101 名／修了者数 101 名

(3) 配属研修

各地の事情を踏まえ、司法書士会において工夫しながら実施していただいた。平成 24 年度の配属研修修了報告書に基づく受講者数は 436 名である。

【会員研修の実施】

(1) 年次制研修

「日司連会員研修規則」第 3 条第 3 項に基づき、司法書士がその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的とする研修として年次制研修会を実施した。

平成 24 年度は年次制研修がスタートしてから 8 年目にあたる。年次制研修は 5 年間で受講者が一巡するため、二巡目の第 3 回ということになる。

① 実施方法

ア. つくば国際会議場における集合研修（以下「集合研修」という。）

集合研修は、当該年度の受講対象者が希望に応じて連合会が設置した次の会場で直接受講した。

・日程：平成 24 年 7 月 7 日（土）／会場：「つくば国際会議場」（茨城県つくば市）

イ. DVD 研修

DVD 研修は、集合研修の「基調講義」及び「総括講義」の部分を DVD に収録した教材を利用し、司法書士会ごとに適宜の方法によって実施した。

② 研修内容

これまでどおり、基調講義・総括講義、少人数に分かれてのグループディスカッションを行った。

(2) 業務研修会

業務研修会は、司法書士の品位保持及び資質の向上を図り、司法書士制度の発展に資するため、a 基礎的知識の確認及びスキル向上のための研修、b 司法書士が目指す方向を踏まえた研修、c 特定分野における専門化・高度化を指向する研修、という視点を踏まえつつ、平成 24 年度は集合研修として、訴訟法分野、民事法分野、企業法務分野を取り上げ、それぞれテーマを設定し、訴訟法分野を 2 講座、民事法分野及び企業法務分野を各 1 講座行い、計 4 講座を開催した。また平成 24 年度は新たに e ラーニング研修として、「裁判実務」及び「平成 23 年民法等改正」を収録し、ライブラリ研修として「家事事件等」の計 3 講座を収録し、研修情報システムに掲載した。

① 業務研修会「訴訟法分野－民事裁判編－」

- ・日程：平成 24 年 9 月 15 日（土）～17 日（月）
- ・場所：クロス・ウェーブ船橋（千葉県船橋市）

② 業務研修会「訴訟法分野－民事弁護編－」

- ・日程：平成 25 年 11 月 23 日（金）～25 日（日）
- ・場所：ホテルコスモスクエア国際交流センター（大阪市）

③ 業務研修会「民事法分野－借地借家編－」

- ・日程：平成 24 年 10 月 27 日（土）・28 日（日）
- ・場所：J A 長野県ビル アクティホール（長野市）

④ 業務研修会「企業法務分野」

- ・日程：平成 25 年 1 月 19 日（土）／場所：司法書士会館地下 1 階「日司連ホール」

(3) e ラーニング及びライブラリ研修

平成 24 年度は、次の 3 テーマを選択して講座を収録し掲載した。

① e ラーニング I 「裁判実務フォローアップ」

② e ラーニング II 「平成 23 年民法等改正」

③ ライブラリ研修「家事事件手続法」

(4) 第 27 回日司連中央研修会

平成 24 年度の中央研修会においては、司法書士執務の在りようを「司法書士業務賠償責任保険制度」を通じて概観しつつ、他の法律専門職の業務賠償責任を担保する保険制度をも、その問題点等も含めて比較検討し、司法書士の業務責任を果たしていくうえでの本制度の在りようについて考察する研修会を開催した。

- ・日程：平成 24 年 12 月 1 日（土）／場所：司法書士会館地下 1 階「日司連ホール」

(5) 民法（債権関係）改正に関する研修会

平成 21 年 11 月に設置された法制審議会民法（債権関係）部会で議論されている数々の論点は、市民生活において多大な影響を及ぼす事項が多く、また司法書士の業務における影響についても多大なものがある。そこで臨時研修会として、同部会がとりまとめた中間試案の内容についての解説と、特に司法書士の実務に大きく影響を及ぼすと思われる論点に関する研修会を開催した。

- ・日程：平成 25 年 3 月 23 日（土）・24 日（日）／場所：司法書士会館地下 1 階「日司連ホール」

【研修制度の研究】

司法書士の日常業務及び司法書士制度発展に必要不可欠である高度な専門能力の習得・向上、研鑽のための研修制度全般について、引き続き調査・研究等を行った。特に平成 24 年度は、e ラーニングシステムを新たに導入したことに伴い、e ラーニングコンテンツ制作が進むよう制作マニュアルを作成して e ラーニングコンテンツが質量ともに充実するよう努めた。

【司法書士講師養成講座】

連合会は、特別研修におけるチューター（司法書士講師）のさらなる質の向上と均質化こそが制度研修における喫緊の課題であると認識し、平成 22 年度より司法書士講師養成講座（以下「講師養成講座」という。）を開講した。平成 22 年度は第 1 回講師養成講座前半の 3 講座を開催し、平成 23 年度は第 1 回後半の 3 講座及び第 2 回前半の 3 講座を実施した。そして平成 24 年度は、第 2 回講師養成講座の後半の 3 講座を実施した。3 年間で延べ 154 名のチューターに対し 12 日間 6 講座、計 54 時間の高度な双方向講義を実施した。チューター養成という所期の目的を果たしたため、ここで講師養成講座はいったん閉講することとした。

＜第 2 回司法書士講師養成講座後期日程＞

(1) 受講者

北海道ブロック 4 名、東北ブロック 6 名、関東ブロック 27 名、中部ブロック 6 名、近畿ブロック 20 名、中国・四国ブロック 7 名、九州ブロック 8 名の合計 78 名。

(2) 日程

《第 4 講》

東会場：平成 24 年 8 月 18 日（土）・19 日（日）／西会場：平成 24 年 8 月 25 日（土）・26 日（日）

《第 5 講》

東会場：平成 24 年 9 月 8 日（土）・9 日（日）／西会場：平成 24 年 9 月 22 日（土）・23 日（日）

《第 6 講》

東会場：平成 24 年 10 月 13 日（土）・14 日（日）／西会場：平成 24 年 10 月 20 日（土）・21 日（日）

(3) 会場

東会場：司法書士会館「日司連ホール」／西会場：梅田スカイビル会議室（大阪市）

【特別研修の実施】

(1) 特別研修の実施

第 12 回司法書士特別研修の実施計画は平成 24 年 12 月 14 日に法務大臣に対して提出し、平成 25 年 1 月 8 日に司法書士法第 3 条第 2 項第 1 号の研修として法務大臣の指定を受けた。第 12 回特別研修は、平成 25 年 1 月 26 日から同年 3 月 3 日まで実施した。修了者は 849 名であった。

平成 24 年度は大幅な教材改訂を行ったため、ゼミナール等を担当する弁護士講師を対象にした講師資料検討会を開催した。なお、チューターを担当する司法書士を対象にしたチューター説明会についても例年どおり開催した。

《講師資料検討会》

〔東京会場〕日程：平成 25 年 1 月 14 日（月・祝）／場所：司法書士会館「日司連ホール」

〔大阪会場〕日程：平成 25 年 1 月 12 日（土）／場所：大阪司法書士会

《チューター説明会》

・日程：平成 25 年 1 月 13 日（日）／場所：司法書士会館「日司連ホール」

(2) 特別研修制度のあり方に関する検討

平成 14 年改正司法書士法が施行され特別研修を実施してから 10 年が経過し、受講者の多くが登録前の者となるなど、現今の受講者特性が変化してきたことから、特別研修制度における問題点及び今後の対応策について検討する時期にきた。そこで、司法書士特別研修部では、司法書士中央研修所か

らの報告を踏まえ検討した結果を平成 25 年 3 月に「特別研修制度のあり方に関する会長諮問に対する答申」としてとりまとめた。

2. 研究事業

【総合研究所の運営全般に亘る体制の見直し】

これまでの検討等を踏まえ、司法書士を取り巻く環境の変容に対応し得る組織及び運営の体制整備を図るべく、平成24年7月、司法書士総合研究所（以下「総研」という。）の組織・運営を全面的に改めるため司法書士総合研究所規則（以下「総研規則」という。）を改正した。今回の主な改正点は、総研の業務に「情報の収集、整理及び分析」を加えたこと、従来の企画運営員に代え主幹を置き、この主幹に調査、研究及び情報収集を担わせること、従来の嘱託研究員は廃止し、登録研究員を新設し、必要に応じて調査・研究等を委託できる態勢を整えたこと、常設の研究部会と特別の研究部会を設置して恒常的な調査・研究を進めるとともに、緊急の調査・研究テーマに迅速かつ柔軟に対応できる体制としたこと、司法書士会、ブロック会又は会員で構成する任意研究団体に調査・研究を委託することができることとして、幅広い人材の活用と効率的な調査・研究が可能となるようにしたことなどである。

【全国からの研究活動グループや人材の確保・促進】

（1）登録研究員

平成24年度の総研規則改正により、独自の研究テーマを持つ司法書士会員を登録研究員とし、必要に応じて同研究員に調査・研究を委嘱する登録研究員制度を創設した。これを受け、司法書士会を通じて登録研究員の募集を行ったところ16名の会員から応募があり、総研所長からの推薦に基づき16名全員に委嘱した。

（2）司法書士会等への調査研究委託

平成24年度の総研規則改正により、特定の調査・研究テーマについて、司法書士会、ブロック会または司法書士会員で構成する任意研究団体に対し、調査・研究を委託することができることになったことから、司法書士会等への調査・研究の委託について検討する前提として、まず司法書士会等における調査・研究活動を把握することとし、司法書士会及びブロック会に対して、各会で設置している委員会等に関する情報提供を依頼し、17司法書士会と2ブロック会から回答を得た。

（3）客員研究員

より専門的かつ広範な調査・研究、情報の収集及び分析等を行うにあたっては、異分野の専門性や司法書士とは異なる視点が必要であることから、外部の専門家や有識者等を客員研究員に選任し、総研における調査・研究に対して指導、助言及び示唆を得ることとした。平成 24 年度は、青山学院大学大学院法務研究科兼任講師の久保山力也氏を客員委員に選任した。

【総研会議と研究部会】

（1）総研会議

平成 24 年度、総研会議では、新たな組織の下での各部会における具体的な調査・研究のテーマと方法について検討したほか、司法書士の制度及び業務に影響があると考えられる多方面の情報収集を行い、関連事項について随時検討して整理した。なお、情報収集の一環として、必要に応じ、他団体・機関等が開催する研修会やシンポジウム等に主幹を派遣するなどした。

（2）研究部会の設置

理事会の承認を得て、常設の部会として、司法書士制度研究部会、司法制度研究部会、不動産登記制度研究部会、企業法務研究部会、業務開発研究部会、IT戦略研究部会を設置した。なお、本格的な調査・研究の準備のため、当面は6名の主幹がそれぞれ各部会を担当することとした。

また、特別の部会として、総研会議の承認を経て、行政不服代理に関する研究部会を設置した。

【会報THINKの発行】

連合会において開催した140周年記念シンポジウムの内容、総研の研究報告、会員の論文などを掲載した会報THINK第111号を発行した。

第7 国際交流事業

【国際交流事業】

(1) 大韓民国

平成14年4月に大韓法務士協會と締結した友好協定に基づき、定時総会の相互表敬訪問、司法制度・専門士業制度・登記制度全般に関する学術交流会の開催を継続しており、平成24年度も国際交流と司法書士の対外的また対内的地位向上を目的として本事業を推進した。主な事業活動は以下のとおりである。

① 定時総会の出席について

例年どおり、連合会第75回定時総会（平成24年6月28日・29日開催）に大韓法務士協會協會長他を来賓として招待し、大韓法務士協會第50回定期総会（平成24年6月15日開催）に連合会会長他が出席した。

② 第9回日韓学術交流研究会の開催

平成24年11月15日に司法書士会館において第9回日韓学術交流研究会を開催した。日本側は、細田会長をはじめ29名が出席した。大韓法務士協會からは、任宰賢協會長をはじめとする10名と、神奈川県会と交流のあるソウル南部法務士会から6名が出席した。

学術交流会の議題は、連合会が「司法書士報酬制度について」「日本における裁判所書記官の管掌業務、民事執行・保全及び各種非訟事件における司法書士の役割について」「民事信託と司法書士の役割／成年後見制度について」であり、大韓法務士協會が「印鑑証明制度と本人署名事実確認制度」「不動産登記における委任印確認」「不動産売買過程における法務士の関連される方法」であった。

(2) 中華人民共和国

平成21年度から中日民商法研究会大会に招致されており、平成24年9月8日から9月9日にかけて中国黒龍江省哈爾濱市において開催された第11回大会に、細田会長、加藤常務理事及び日司連国際交流室室員2名が参加した。平成24年度は、日本における債権法改正と中国における消費者権益保護法と相続法改正や、日中両国の最新立法などに関する問題がテーマであり、連合会は「会社法改正と商業登記」「日本における外国人登録法の廃止と登記の影響」について発表を行った。

(3) 講演会の開催

① 中国不動産登記制度等に関する講演会

平成24年7月18日に司法書士会館において、中日民商法研究会より渠濤秘書長（中国社会科学院法学研究所研究員・中国社会科学院研究生院教授）、東京大学大学院より高慶凱研究員を講師として招き、「中国の法律事情について—最近の情報を中心に」「中国における不動産登記制度について」をテーマとして講演会を開催した。

② 国際私法講演会

平成25年3月12日に司法書士会館において、早稲田大学の木棚照一名誉教授を講師として招き、「国際司法に関する若干の問題—国際結婚・離婚と相続の問題を中心に」をテーマとして講演会を開催した。

【法整備支援事業】

(1) カンボジア王国への法制度整備支援事業

平成 22 年 4 月からの約 3 年間、独立行政法人国際協力機構(JICA)より、カンボジア王国における法制度整備支援専門家の長期派遣要請を受け、日司連国際交流室室員 1 名を派遣しており、平成 25 年 4 月に派遣期間満了を迎える。派遣期間満了後も、日司連国際交流室として様々な方法により連携をはかり、協力及び支援を行っていく予定である。カンボジア王国においては、近年、近代化が促進され、外国系の企業の進出がなされており、それに対応するために登記手続などの法制度整備が急務となっているようである。

(2) 名古屋大学

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)が設立 10 周年を記念して開催した国際シンポジウムに細田会長が来賓として出席した。

(3) 法務省法務総合研究所

「第 14 回法整備支援連絡会」に日司連国際交流室室員 1 名が参加した。

【インターシップ大学留学生や研究生等への対応】

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)が設立した「日本法教育研究センター」が開催した「留学生とのタベ」に早川副会長が出席し、留学生らと日本の法制度に関して意見交換を行った。なお、平成 24 年度は、インターシップ大学留学生の希望はなかった。

【国際的機関による各種学会への参加等】

平成 24 年 11 月 24 日に韓国ソウル市の高麗大学校において開催された「新・家族法三国会議」に室員 1 名が参加した。

日本ローエイシア友好協会による「第 42 回定時総会」に出席をした。また、ローエイシア本部による「第 25 回大会」(バリ、ヌサドゥア)に連合会から早川副会長、日司連国際交流室室員 1 名が参加した。

【海外派遣員の人材育成の情報提供】

JICAが行う国際協力専門員の研修の開催要項などについて会員に情報提供を行った。また、海外派遣員の情報提供に関する会議に参加した。

第 8 その他の常務

1. 電子証明書の発行

【司法書士電子証明書の発行、運用及び管理】

(1) 電子証明書の発行等の状況

連合会は、セコムトラストシステムズ(株) (以下「セコム社」という。)の運営するセコム認証サービスを利用し、ファイル形式によるセコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書 (以下「電子証明書」という。)の発行を平成 24 年 1 月 10 日より開始し、1 年 2 か月余り経過した。電子証明書の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの発行等の状況は、次のとおりである。

① 電子証明書申込者数	2,468 名
② 電子証明書発行数 (申込者に対し識別番号と PIN コードを発送した数)	6,750 枚
③ 受領書到着数	8,451 枚 (前年度発行分含む)
④ 取消数	642 枚

電子証明書の累積発行等の状況と有効発行数については、次のとおりである。

① 電子証明書申込者数	15,337 名
② 電子証明書発行数 (申込者に対し識別番号と PIN コードを発送した数)	15,292 枚
③ 受領書到着数	15,172 枚
④ 取消数	702 枚
⑤ 有効発行数	14,590 枚

(2) 司法書士会会員への電子証明書の切替えに関する周知活動

平成 24 年 2 月にセキュリティツールのバージョンアップにおいて障害が発生したことにより、自身のパソコンに障害が起こることを危惧して、電子証明書のダウンロードを控えていた等の理由により、電子証明書のダウンロード期限を経過した利用者（277 名）に対し、平成 24 年 6 月にダウンロード期限が経過し、電子証明書が利用できなくなっている旨の電話連絡を行い、再発行を行うための電子証明書取消申請書の提出を促した。

(3) セキュリティツール

法務省が提供する「登記・供託オンライン申請システムの申請用総合ソフト」の機能改善がされる際には、セコム社が提供するセキュリティ強化等を図る「電子証明書専用ツール」のバージョンアップを要するため、連合会はセコム社に対し「電子証明書専用ツール」のバージョンアップを要請し、法務省が同ソフトの機能改善をした際に会員のオンライン申請に支障が出ないように対処した。

2. 登録に関する事務

(1) 司法書士登録

平成 25 年 4 月 1 日現在、司法書士名簿に登録を受けている司法書士会に所属する登録会員（個人会員）は 20,979 名であり、法人会員（司法書士会会則基準第 5 条第 3 項第 1 号（主たる事務所を有する司法書士法人）の会員）の数は 490 法人である（【資料 I】参照）。平成 24 年 4 月 1 日現在の会員数と比較すると下記のとおりである。

	平成 24 年	平成 25 年	増加数
個人会員	20,670	20,979	309
法人会員	458	490	32
合計	21,128	21,469	341

平成 24 年度中における登録事務の処理状況は、【資料 II】に掲記のとおりである。なお、同年度中に登録拒否をした申請は 1 件であった。

(2) 司法書士法人の届出

平成 24 年度中における司法書士法人届出件数状況は、【資料 III】に掲記のとおりである。

3. 業務賠償責任保険事務

(1) 司法書士業務賠償責任保険の全国統一化の検討

司法書士業務賠償責任保険の統一化について保険会社各社より、統一化に向けた手順や問題点、注意点等の洗い出しを受け適宜協議を行いつつ、会長会においても協議を行い司法書士会の意見を踏まえて検討を行った。

(2) 業務賠償責任保険事務

平成 24 年 6 月中央事故処理審査会を開催し、保険会社各社から提出された業務賠償責任保険事故に関する資料に基づき、平成 23 年度の申請件数及び支払件数の推移及び事故原因の傾向等について報告を受けた。

保険の申請件数及び支払件数については、前年に比べ大幅な増減はなく、事故の原因としては単純ミスが大半である。過払金の返還請求に関するものや、成年後見業務に関する賠償請求も少しずつ起きており、意思確認に関する事故も引き続き起きている。事案の中には、賠償請求をする側の人間が司法書士業務賠償責任保険の存在を知っていて、リスクヘッジの目的で賠償請求するような案件も増えているとのことである。また、保険の事故内容を綱紀調査委員会等第三者へ提供することについては、個人情報保護の問題があるため、基本的には被保険者の同意を得ずに第三者に事故内容等の情報

を提供することはできないこと、司法書士会会則で「事故内容等の情報を綱紀調査委員会に提供できる」等の規定を作ることが事故情報の提供を可能にする方法として考えられること等が協議により確認された。

なお、会業務賠償責任保険について、保険期間中（平成 23 年 9 月 1 日～平成 24 年 9 月 1 日）の保険事故の報告は受けていない。

4. 情報公開に関する事務

平成 24 年度（H24. 4. 1～H25. 3. 31）に請求のあった情報閲覧請求・情報開示請求に対する情報開示の実施状況は次のとおりである。

- (1) 情報閲覧請求 0 件
- (2) 情報開示請求
 - ① 平成 23 年度された不開示決定に対する不服申立てについての情報開示請求 1 件（一部開示決定ののち取下げ）
 - ② 登録関係資料に関する開示請求 1 件（開示）
 - ③ 電子証明書の発行における諸業務等に関する開示請求 1 件（開示）
- (3) 不服申し立て
 - ① 受理件数 1 件
 - ② 情報開示審査会開催件数 1 件（答申：不開示相当）
- (4) 請求者の区分
すべて司法書士会会員からの請求による。

5. 会館の管理・運営

平成23年度実施した東日本大震災及び経年劣化による会館建物診断調査結果に基づき、平成24年度は会館の外壁補修工事及び防水工事を行った。共有部分の機器及び構築物の修繕等を行った。また、災害用備蓄品を購入した。

第9 常務執行

1. 総務部門

(1) 業務報告集計

平成 24 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間中に司法書士会に所属する会員の取り扱った事件数は、「平成 24 年分取扱事件数集計表」（【資料V】参照）掲記のとおりである。

2. 財務部門

(1) 会費の減免措置の整備

普通会費・特別会費の減免に関する制度を整備するための検討を行い、連合会会則第 88 条第 2 項による会費の減額又は免除に基づく取扱いに統一することとし、日司連会費規則における特別会費の免除については廃止することとした（施行は平成 26 年 4 月 1 日）。

(2) 税務調査への対応

連合会は平成 24 年度税務調査を受けた。税務当局指摘事項のすべてについて検討し、税務申告のための基礎計算方法及び財務課の事務処理体制を見直した。なお、消費税については平成 21 年度まで、法人税（会館管理運営事業）計算については平成 19 年度まで遡って、見直しと必要な修正申告を行った。

3. 情報システムの管理・運営

(1) NSR2. netの情報管理

NSR2. netの稼働を確保するため、適切な管理運営を行った。

(2) 次期会員情報システム(NSR3)の導入

現在の司法書士会会員専用サイトである「日司連会員情報システム(NSR2. net)」の再構築とともに連合会役員等専用サイト「日司連. ネット」を統合して、次期会員専用サイト「日司連ネット(NSR3. net)」の再構築を進めた。テスト運用を経て、平成 25 年 5 月から段階的に運用を開始している。

4. その他

(1) 叙勲・褒章の受章

平成 24 年度中に叙勲・褒章を受章された司法書士会会員は次のとおり（敬称略）である。

平成 24 年春

【叙勲】	受章者なし
【黄綬褒章】	今川英二郎（東京会会員）・大沼俊雄（岩手県会会員） 高橋一夫（大阪会会員）・津野速雄（高知県会会員） 平田 清（釧路会会員）

平成 24 年秋

【叙勲 旭日双光章】	岡田新経（旭川会会員）・石川洋介（香川県会会員）
【黄綬褒章】	天野 清（山梨県会会員）・島田幸郎（茨城会会員） 田口隆二（埼玉会会員）・藤木徳美（岡山県会会員） 村上泰三（京都会会員）・森泉幸夫（東京会会員） 清水泰一（元山梨県会会員）

【本文引用資料一覧】

資料Ⅰ	全国司法書士会会員数(2013.4.1 現在)
資料Ⅱ	平成 24 年度司法書士会別登録状況一覧表
資料Ⅲ	平成 24 年度司法書士法人届出件数
資料Ⅳ	過去 5 年間の司法書士会会員数, 登録申請・届出件数推移表
資料Ⅴ	平成 24 年分取扱事件数集計表
資料Ⅵ	平成 23 年～24 年分取扱事件数推移表
資料Ⅶ	平成 24 年度業務日誌
資料Ⅷ	平成 24 年度設置機関(委員会等)構成員名簿

※ 本文引用資料は省略